

川辺町
高齢者福祉計画及び
第9期介護保険事業計画
【素案】

令和6年1月
川辺町

目次

第1章	計画策定にあたって.....	1
1	計画策定の趣旨と背景.....	1
2	計画の位置づけ.....	1
3	計画の期間.....	2
4	制度改正の主な内容.....	3
5	計画の策定体制.....	4
第2章	高齢者福祉における現状.....	5
1	統計データからみる高齢者の現状.....	5
2	アンケート調査からみる高齢者の現状.....	16
3	事業所調査からみる現状.....	25
第3章	計画の基本理念と施策の体系.....	28
1	計画の基本理念.....	28
2	川辺町の地域包括ケアシステム.....	28
3	日常生活圏域の設定.....	29
4	重点的な取り組み.....	29
5	施策の体系.....	30
第4章	施策の展開.....	31
1	地域で元気で暮らせるためのまちづくり.....	31
2	安心して暮らせる支え合いのまちづくり.....	41
3	いきいきと活躍できるまちづくり.....	49
第5章	介護サービスなどの見込み量の算定.....	55
1	各年度の介護サービス量の見込み.....	55
2	介護保険料基準額の設定.....	55
3	所得段階別介護保険料の設定.....	55
第6章	計画の推進及び評価.....	56
1	計画の推進及び評価.....	56
2	地域住民・関係機関・団体やサービス事業者、県等との連携.....	56
第7章	資料編.....	58
1	川辺町介護保険事業計画等策定委員会条例.....	58
2	川辺町介護保険事業計画作成委員会設置要綱.....	58
3	川辺町第9期介護保険事業計画策定委員会委員名簿.....	58

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして平成12年（2000年）に介護保険制度が創設され、サービスの充実が図られてきました。この間、高齢者の介護になくはならないものとして定着していますが、給付費は増大し続けており、さらなる高齢者の増加、現役世代の減少が見込まれる中、制度の持続可能性を確保していくことが重要となっています。

こうした中、市町村の介護保険事業計画は第6期計画以降、「地域包括ケア計画」として位置づけられ、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据えて地域包括ケアシステムの構築が進められてきました。川辺町（以下、「本町」という。）においても、誰もが住み慣れた地域で最後までその人らしく暮らせる地域社会づくりを目指し、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される地域包括ケア体制の構築に取り組んできました。

これからの地域のあり方として、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

本町においても「地域共生社会」の考え方を踏まえ、地域包括ケアシステムの強化を進めるとともに、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）も見据えながら、高齢者自身も役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせるまちづくりに向け、「川辺町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

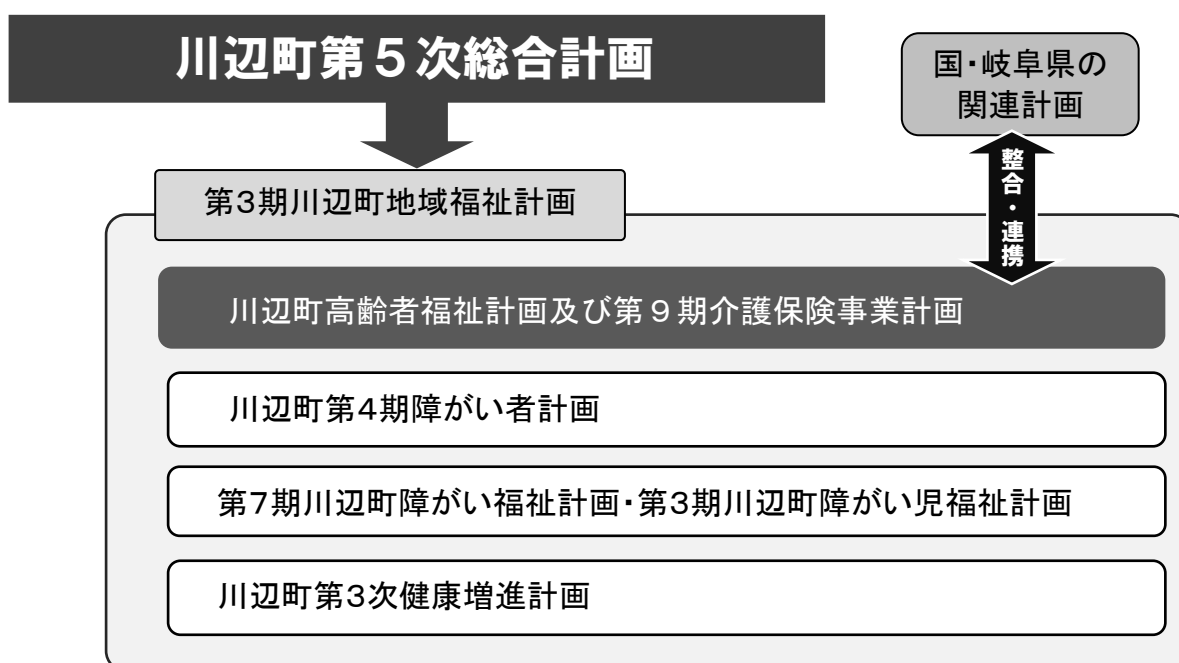
(1) 計画の法的根拠

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に基づく「老人福祉計画」と、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条第 1 項の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定した計画です。

老人福祉法 第20条の8	市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
介護保険法 第117条 第1項	市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

(2) 他計画との関係

本計画は、本町の最上位計画である「川辺町第 5 次総合計画」の分野別計画としての性格を持つものです。また、関連計画である「第 3 期川辺町地域福祉計画」等との整合性を図るとともに、国及び岐阜県の関連計画等を踏まえながら、施策の総合的かつ計画的な推進を図るものとします。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 6 年度（2024 年度） から令和 8 年度（2026 年度） までの 3 年間と定めます。

また、介護サービス需要が増加・多様化するとともに現役世代の減少が顕著になる令和 22 年（2040 年）を見据えて計画を定めます。

年度		R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030		2040
計画期間		第8期											
					第9期(本計画)								
								第10期					

4 制度改正の主な内容

(1) 第9期介護保険事業計画策定の基本的な考え方

本計計画は、国や示された制度改正の内容や方針等を踏まえて施策を推進します。

■第9期計画において記載を充実させる事項（案）

1 介護サービス基盤の計画的な整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- サービス提供事業者を含め、地域の関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- 居宅介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

2 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

3 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

5 計画の策定体制

(1) 高齢者アンケート調査の実施

本計画策定にあたり、高齢者の現状把握や高齢者福祉計画・介護保険事業計画への総合的な施策等に反映するため、本町に住む 65 歳以上の一般高齢者、要支援・要介護認定者へのアンケート調査を実施しました。

(2) 策定委員会の設置

本計画策定にあたり、様々な視点で話し合いを行うため、町内の保健・医療・福祉関係者をはじめ、町議会代表、福寿会代表、民生児童委員協議会代表及び住民代表で構成する「川辺町第9期介護保険事業計画策定委員会」を設置し、計画の協議・検討を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画策定にあたり、令和6年（2024年）1月から、令和6年（2024年）2月にかけて、パブリックコメントを実施します。（予定）

第2章 高齢者福祉における現状

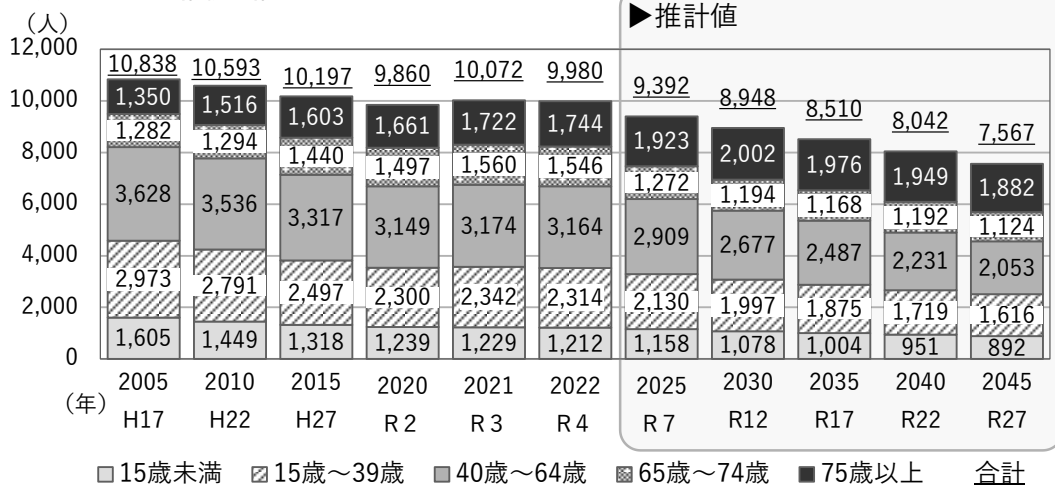
1 統計データからみる高齢者の現状

(1) 人口の状況

年齢区分別の人口の推移と推計をみると、本町の人口は今後も減少していくことが見込まれます。65 歳以上の高齢者人口は令和 4 年（2022 年）までは増加しますが、以降は減少していくと予測されています。

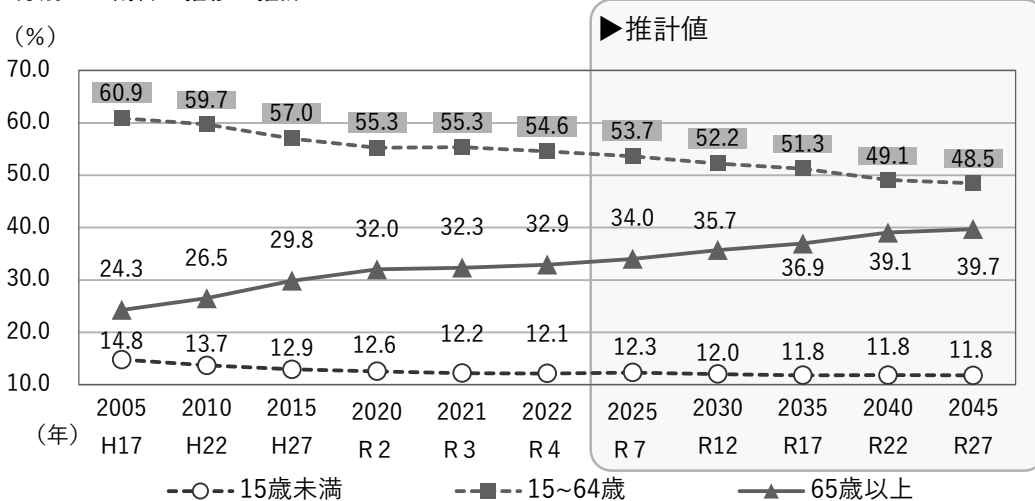
年齢区分別人口割合の推移と推計をみると、15 歳未満の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口の割合は減少しますが、65 歳以上の高齢者人口の割合は増加していくと見込まれ、令和 22 年（2040 年）には 39.1%になると予測されています。

■年齢区分別の人口の推移と推計



資料：令和 2 年までは「国勢調査」、令和 3～4 年は「川辺町住民課（各年 10 月 1 日現在）」
令和 7 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
※「川辺町第 5 次総合計画」で掲げる将来人口目標とは推計値が異なります。

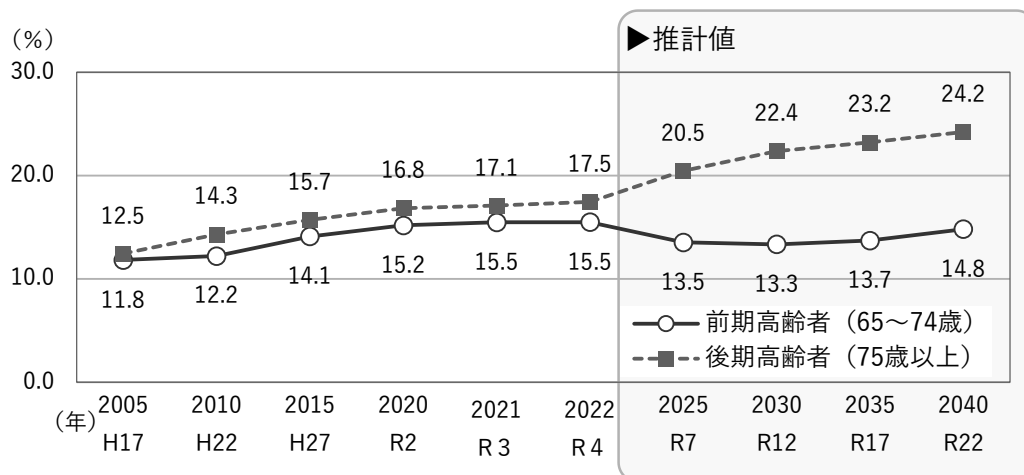
■年齢区分別人口割合の推移と推計



資料：令和 2 年までは「国勢調査」、令和 3～4 年は「川辺町住民課（各年 10 月 1 日現在）」
令和 7 年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

高齢者人口における65～74歳の前期高齢者割合と75歳以上の後期高齢者割合をみると、後期高齢者割合が前期高齢者割合を上回って推移しています。今後の推計では、令和4年（2022年）から令和7年（2025年）にかけて後期高齢者割合が大きく伸びていくことが見込まれます。

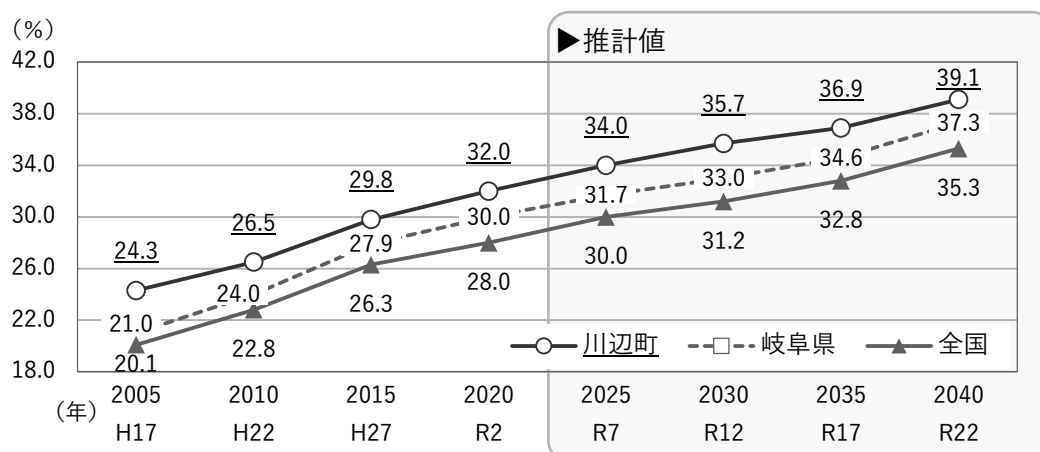
■前期高齢者割合と後期高齢者割合の推移と推計



資料：令和2年までは「国勢調査」、令和3～4年は「川辺町住民課（各年10月1日現在）」
令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

高齢化率の全国・岐阜県比較をみると、本町の高齢化率は全国、岐阜県を上回って推移しています。今後の推計においても、全国、岐阜県を上回って推移していくことが見込まれています。

■高齢化率の全国・岐阜県比較

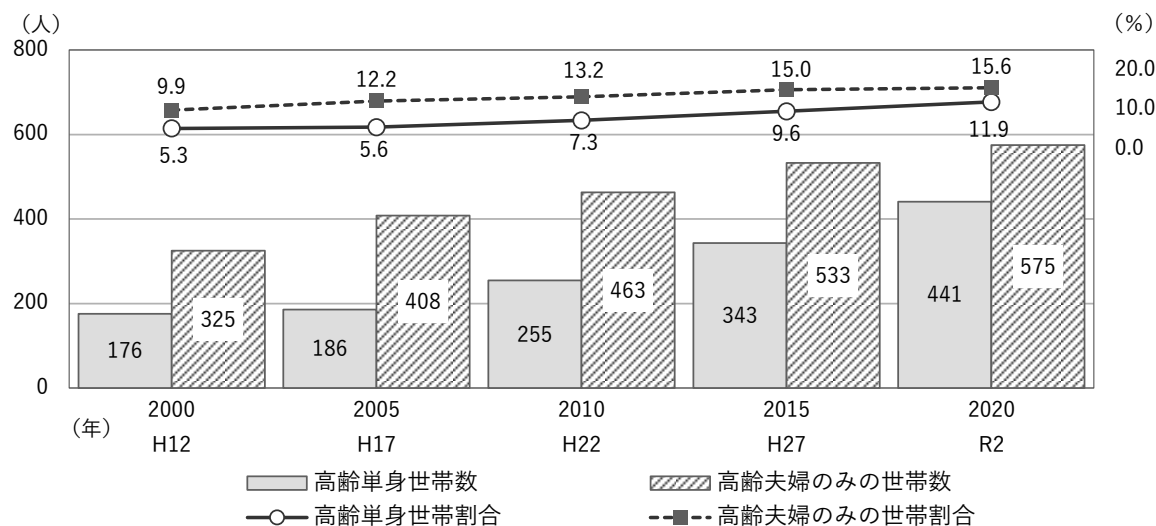


資料：令和2年までは「国勢調査」
令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

（２）高齢者世帯の状況

高齢者世帯数の推移をみると、高齢単身世帯数及び高齢夫婦のみの世帯数は増加傾向にあります。全世帯に占める高齢単身世帯割合、高齢夫婦のみの世帯割合をみると、高齢単身世帯割合、高齢夫婦のみの世帯割合ともに増加傾向にあります。

■高齢者世帯数の推移

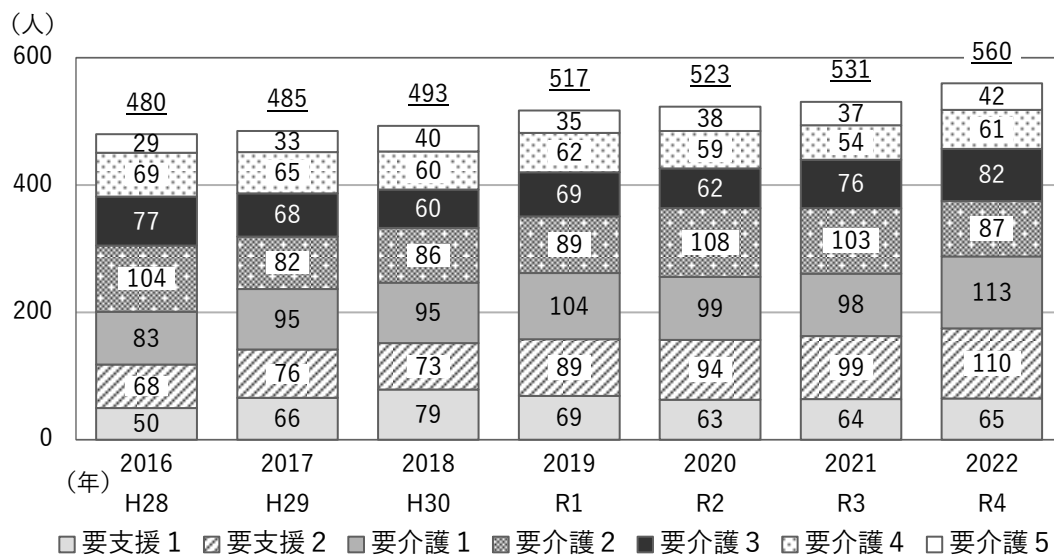


資料：「国勢調査」

（３）要支援・要介護認定者の状況

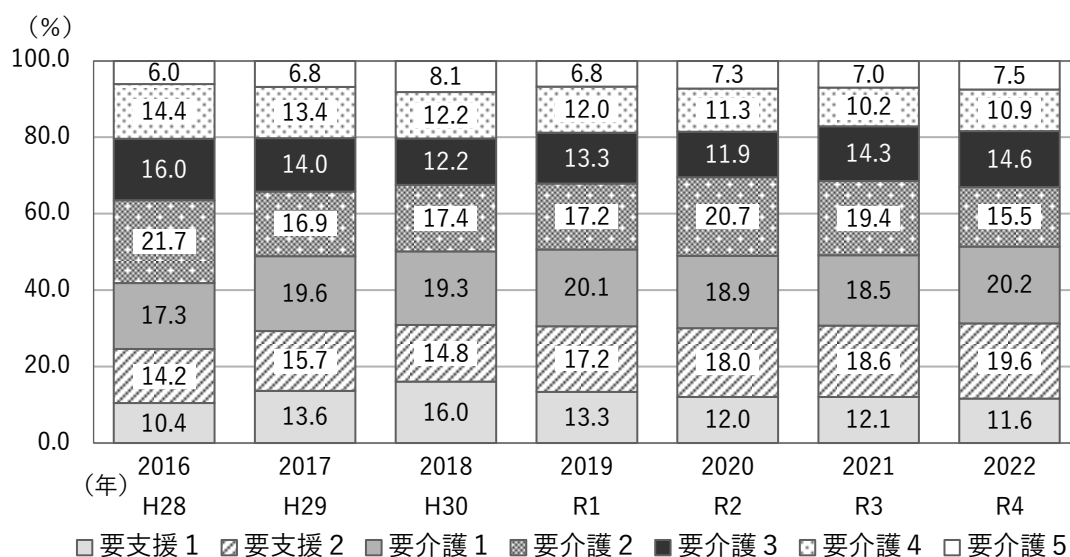
要支援・要介護認定者数の推移をみると、増加傾向であり、令和４年（２０２２年）では５６０人となっています。また、要支援・要介護認定区分別割合の推移をみると、要支援１、２と要介護１までの軽度の認定者が増加しており、令和４年では合わせて５１.４％を占めています。

■要支援・要介護認定者数の推移



資料：「介護保険事業状況報告（年報）」

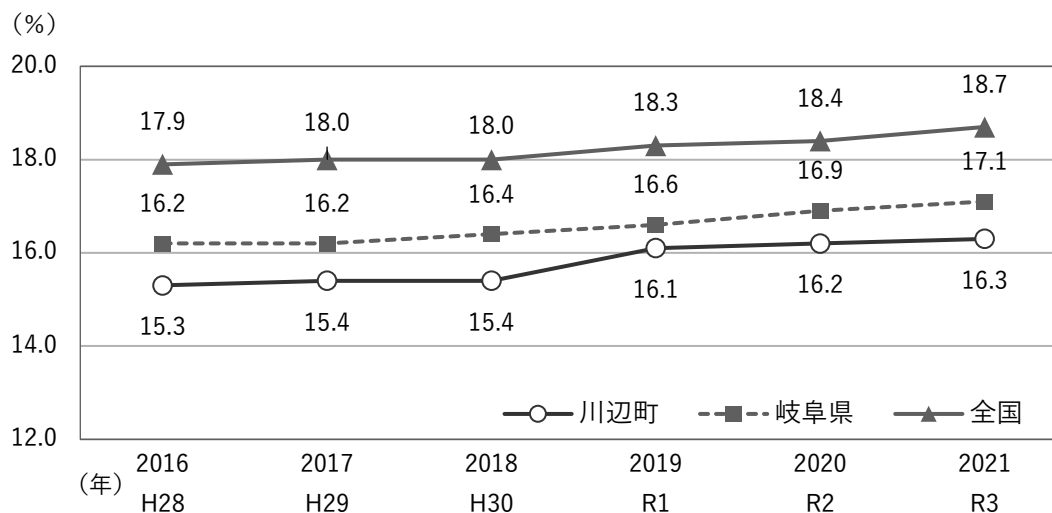
■要支援・要介護認定区分別割合の推移



資料：「介護保険事業状況報告（年報）」

認定率の全国・岐阜県比較をみると、本町の認定率は全国、岐阜県よりも低く推移しています。本町の認定率は平成 30 年（2018 年）から高くなっていますが、令和元年（2019 年）から令和 3 年（2021 年）は横ばいで推移しています。

■認定率の全国・岐阜県比較

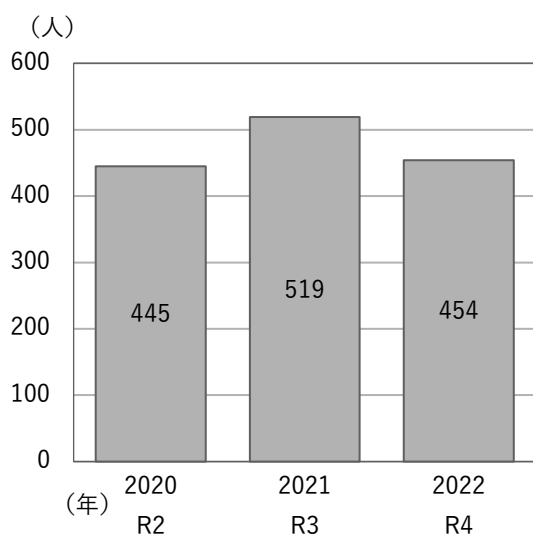


資料：「介護保険事業状況報告（年報）」

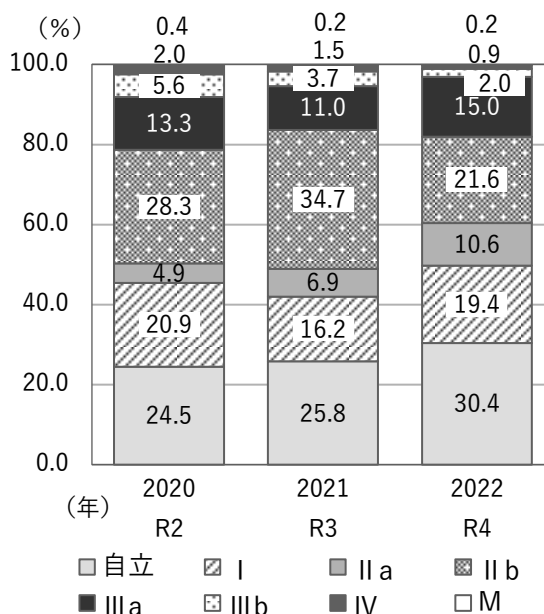
（４）認知症高齢者の状況

認知症高齢者の推移をみると、令和 4 年（2022 年）は 454 人となっています。認知症高齢者の自立度別にみると、日常生活に支障を来し、意思疎通の困難がみられ介護を必要とするⅢa の割合が高くなっています。

■認知症高齢者の推移



■認知症高齢者自立度の推移



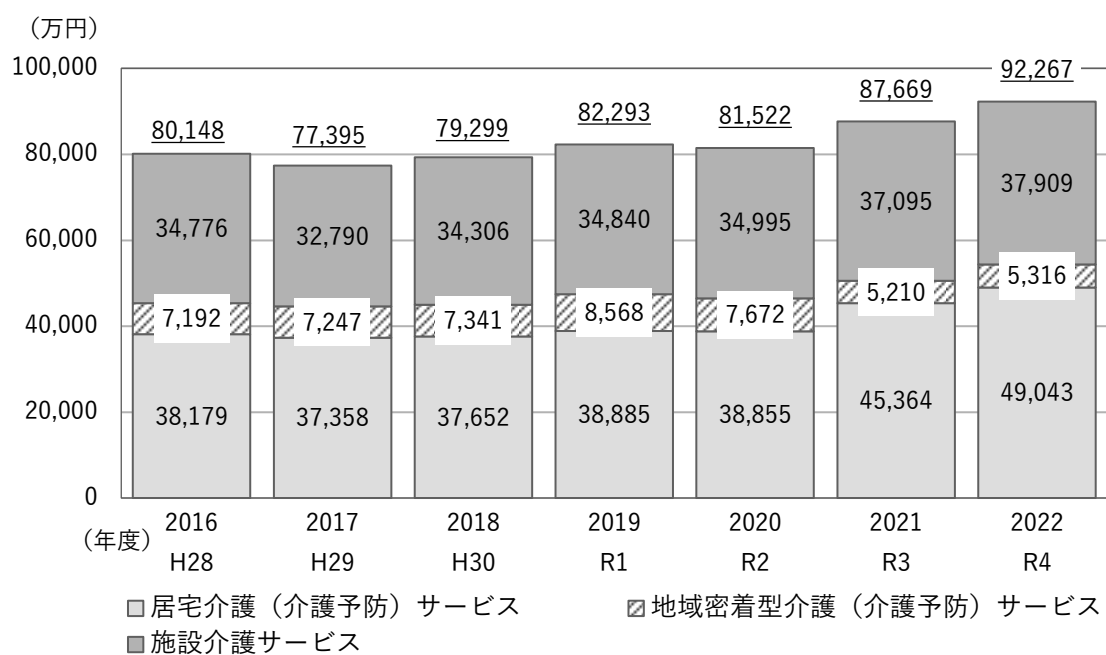
資料：「川辺町健康福祉課」

（５）サービス費用の状況

各サービスの費用額の推移をみると、本町のサービス費用総額は令和３年（2021年）では前年より増加しています。

サービス別にみると、直近では施設介護サービスの費用額が増加傾向にあります。

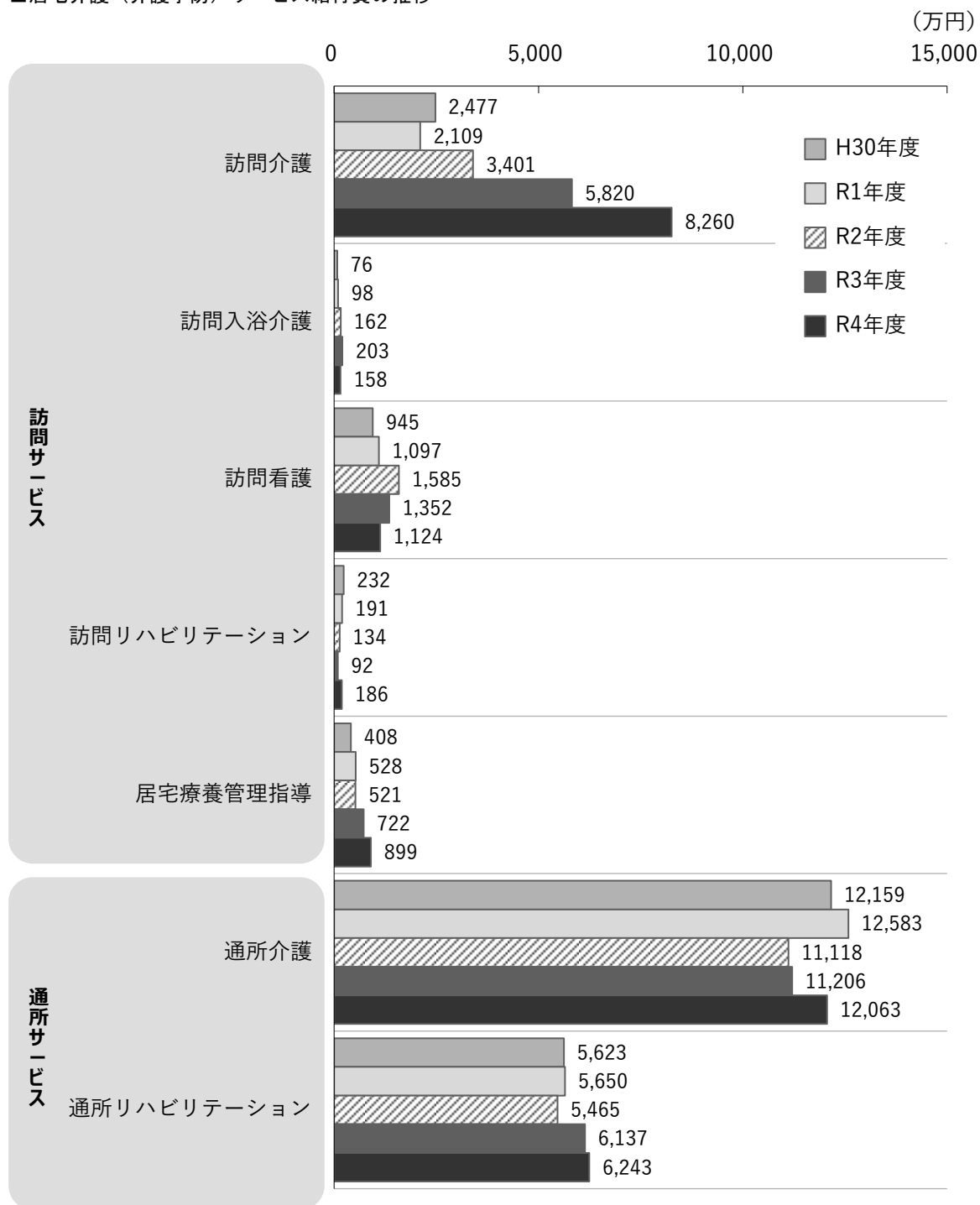
■各サービスの費用額の推移



資料：令和２年度までは「介護保険事業状況報告（年報）」
令和３年以降は「川辺町健康福祉課」

居宅介護（介護予防）サービス給付費の推移をみると、訪問サービスでは「訪問介護」及び「居宅療養管理指導」で増加傾向にあります。通所サービスにおいては、直近3年間で増加傾向にあります。また、介護予防支援・居宅介護支援は年々増加傾向にあります。

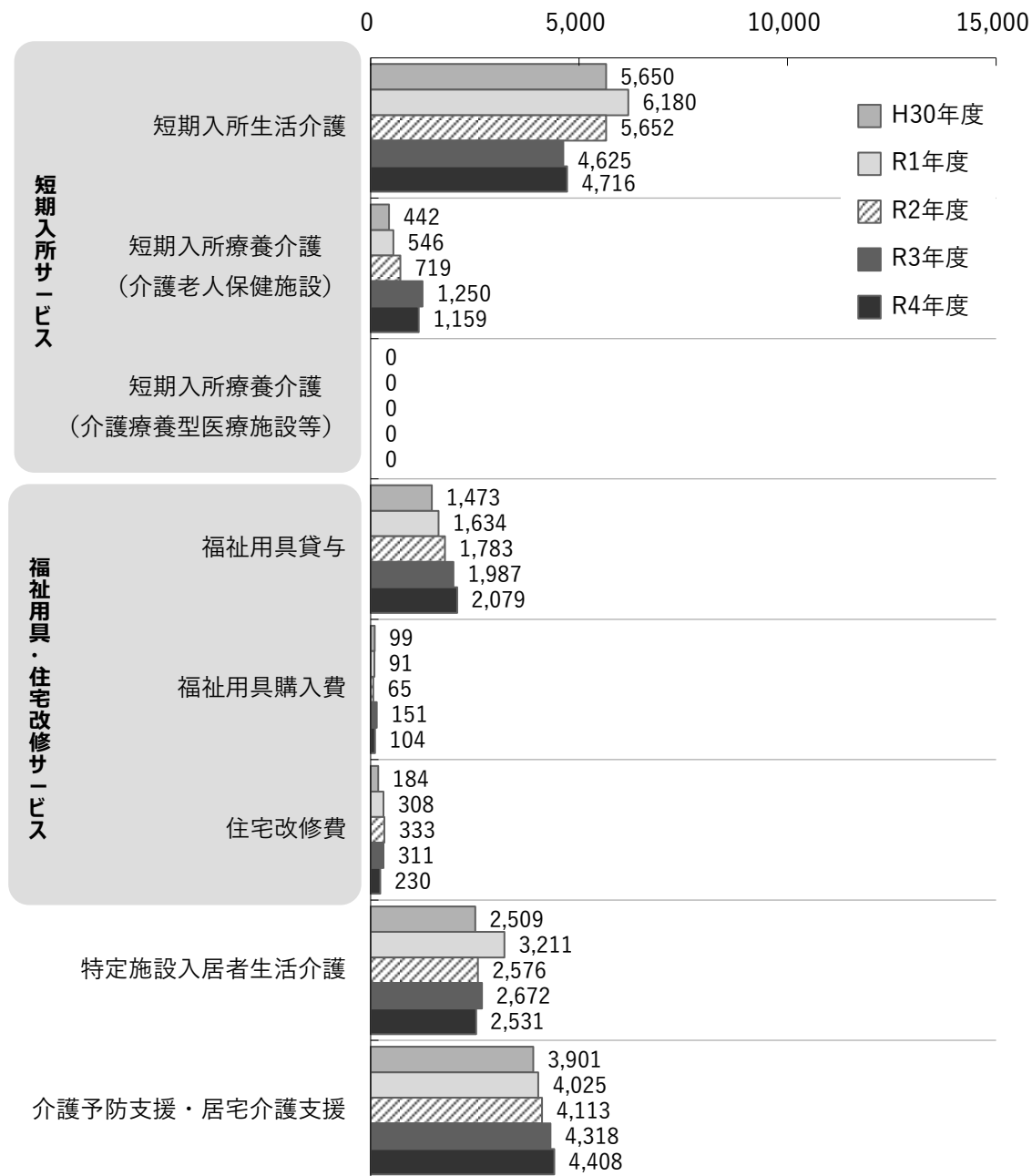
■居宅介護（介護予防）サービス給付費の推移



資料：令和2年度までは「介護保険事業状況報告（年報）」
令和3年度以降は「川辺町健康福祉課」

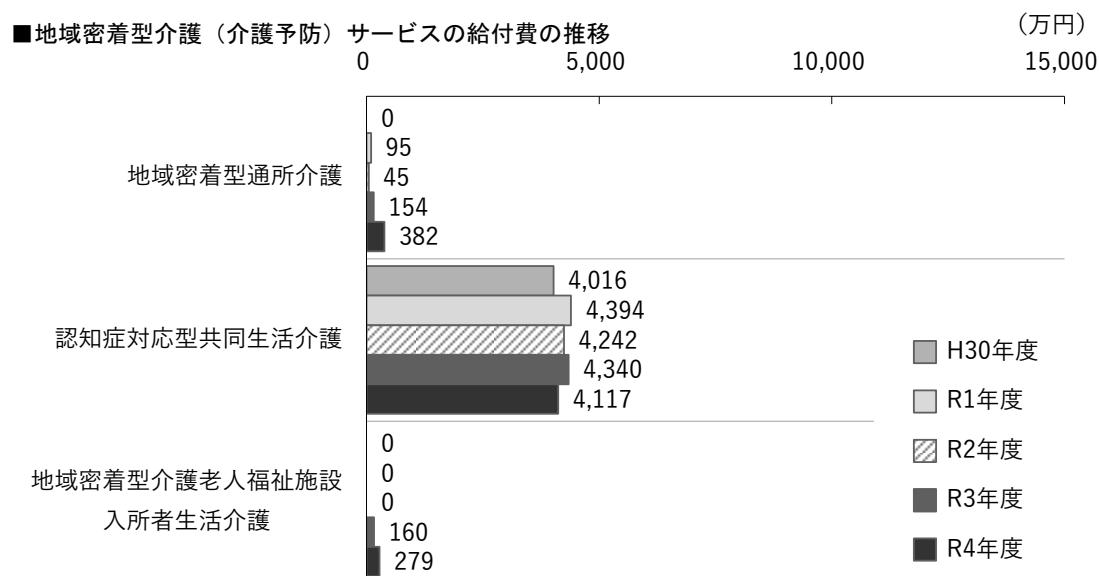
■居宅介護（介護予防）サービス給付費の推移

(万円)



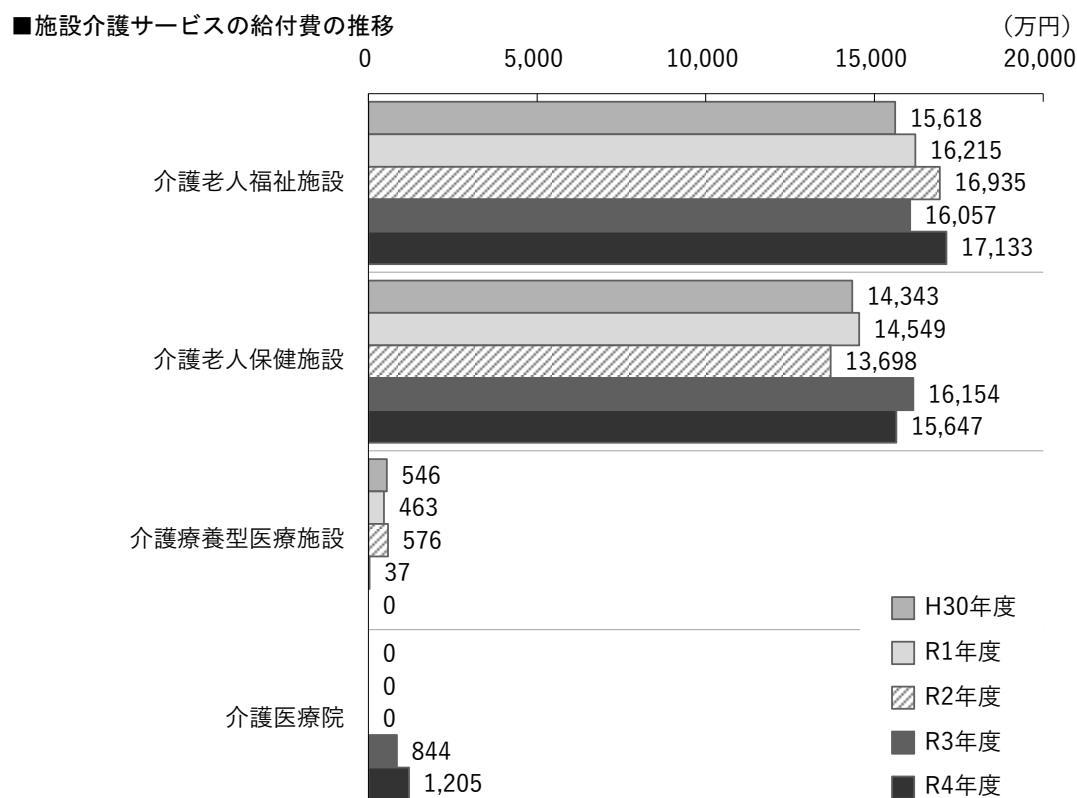
資料：令和2年度までは「介護保険事業状況報告（年報）」
令和3年度以降は「川辺町健康福祉課」

地域密着型介護（介護予防）サービスの給付費の推移をみると、「地域密着型通所介護」「認知症対応型共同生活介護」「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」で給付実績があります。



資料：令和2年度までは「介護保険事業状況報告（年報）」
令和3年度、令和4年度は「川辺町健康福祉課」

施設介護サービスの給付費の推移をみると、「介護老人福祉施設」が最も多くなっています。また、令和3年度（2021年度）、令和4年度（2022年度）では「介護医療院」の給付実績があります。



資料：令和2年度までは「介護保険事業状況報告（年報）」
令和3年度、令和4年度は「川辺町健康福祉課」

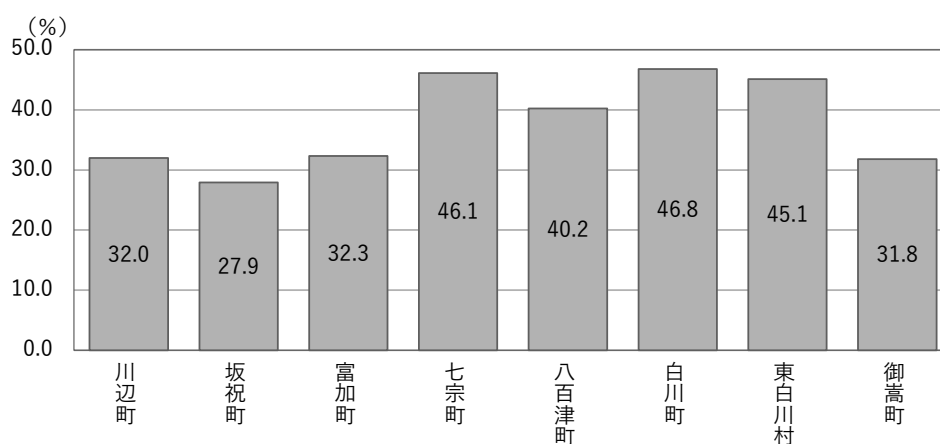
（６）高齢化率・認定率の他自治体比較

岐阜県の老人保健福祉圏域で設定されている中濃圏域の自治体のうち、本町を含めた８町村（川辺町、坂祝町、富加町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町）で比較を行いました。

高齢化率をみると、本町の高齢化率は富加町、御嵩町と並んでおり、認定率は８町村で御嵩町に次いで３番目に低い値となっています。

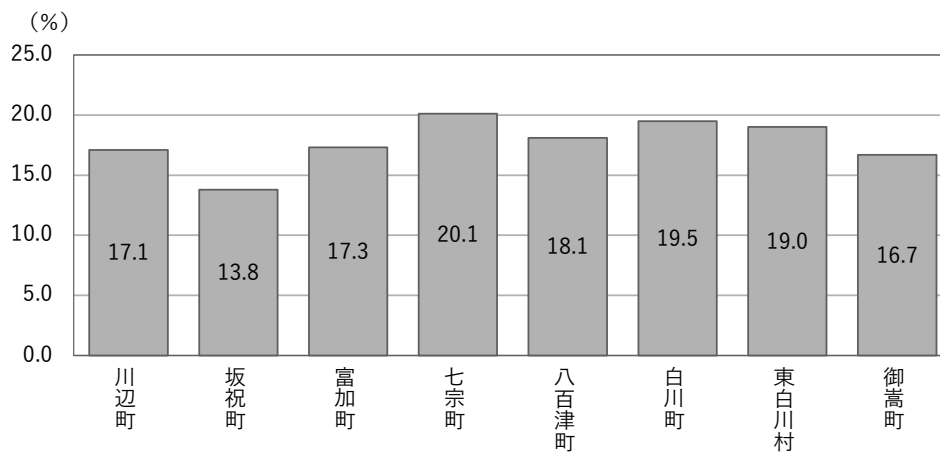
また、認定区分別の割合比較をみると、要介護１までの軽度の認定者は八百津町に次いで３番目に高い値となっています。

■高齢化率の比較（令和２年時点）



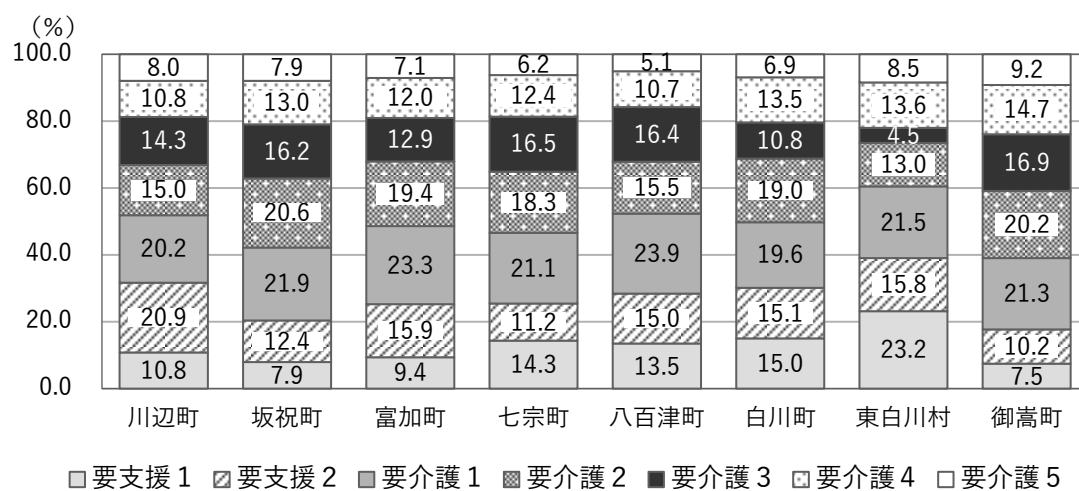
資料：総務省「国勢調査」

■認定者割合の比較（令和５年時点）



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

■認定区分の割合比較（令和5年時点）



資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

2 アンケート調査からみる高齢者の現状

(1) 調査の実施概要

本計画策定のための基礎資料とすることを目的とし、町内にお住まいの 65 歳以上の方と、要支援・要介護認定を受けている方を対象として、生活の状況などを把握するためアンケート調査を実施しました。

■調査の実施概要

区分		㊤介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	㊦在宅介護実態調査
対象		町内在住の 65 歳以上の方で、要介護認定を受けていない方	町内在住の 65 歳以上の方で、要支援・要介護認定を受けている方
調査方法		郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収
調査期間		令和 5 年 2 月 4 日～2 月 20 日	令和 5 年 2 月 4 日～2 月 20 日
回収状況	配布数	700 件	300 件
	回収件数	498 件	183 件
	回収率	71.1%	61.0%

(2) 調査の結果

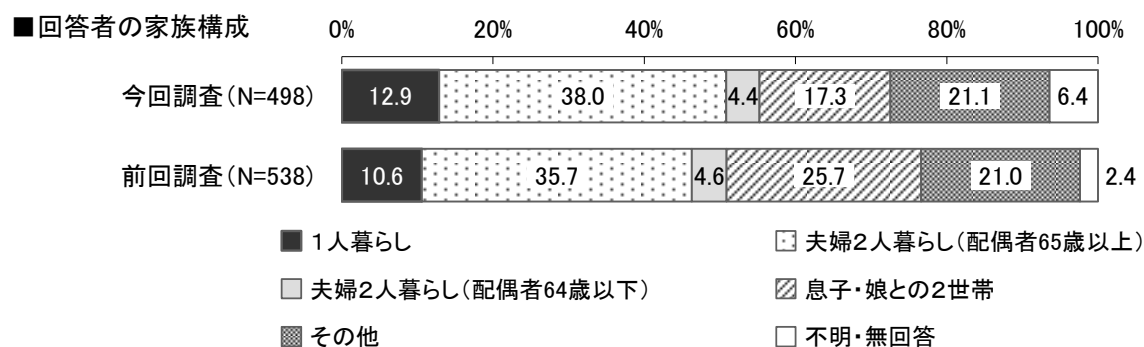
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

① 回答者の性別・年齢・ご家族などについて

○回答者の性別は、「男性」が 40.8%、「女性」が 52.8%となっています。

○回答者の年齢は、「70～74 歳」が 28.9%と最も高く、次いで「75～79 歳」が 19.1%、「65～69 歳」が 17.1%となっています。

○回答者の家族構成は、「夫婦 2 人暮らし（配偶者 65 歳以上）」が 38.0%と最も高く、次いで「その他」が 21.1%、「息子・娘との 2 世帯」が 17.3%となっています。前回調査と比較すると、「1 人暮らし」、「夫婦 2 人暮らし（配偶者 65 歳以上）」はやや増加していますが、「息子・娘との 2 世帯」が 8.4 ポイント減少しています。

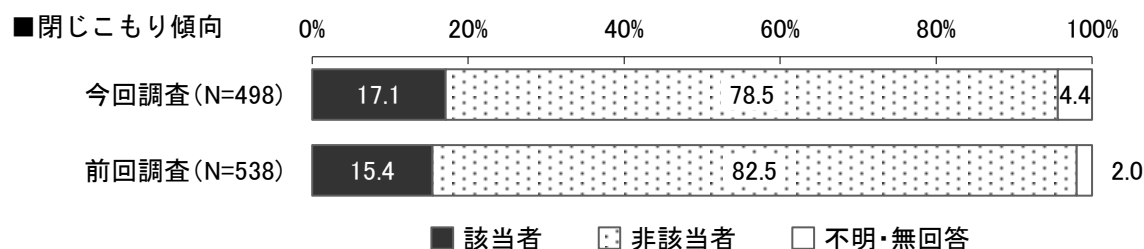


② 介護予防の状況について

○運動機能の低下の該当者は、9.8%となります。前回調査の該当者（11.2%）からやや減少しています。

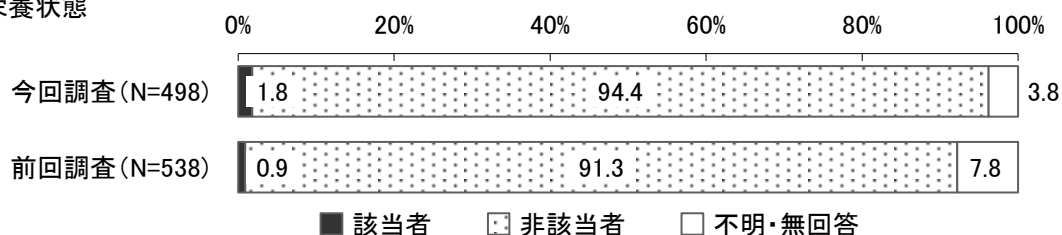
○転倒リスクの該当者は、30.5%となります。前回調査の該当者（32.7%）からやや減少しています。

○閉じこもり傾向の該当者は、17.1%となります。前回調査の該当者（15.4%）からやや増加しています。



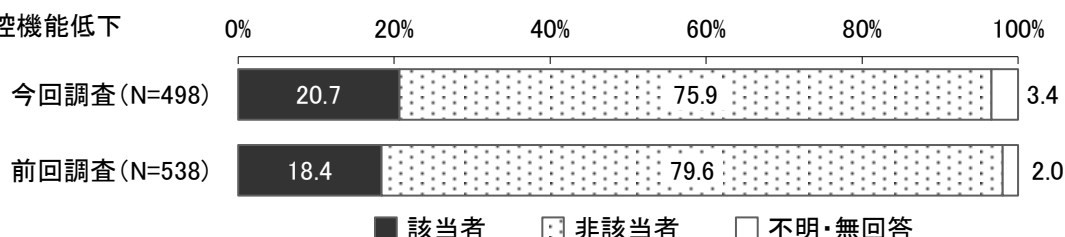
○低栄養状態の該当者は、1.8%となります。前回調査の該当者（0.9%）からやや増加しています。

■低栄養状態



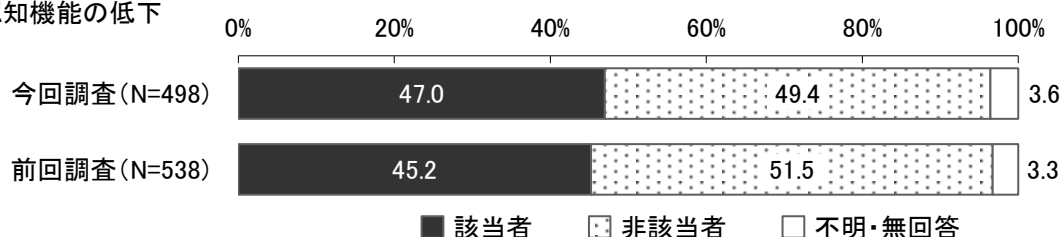
○口腔機能低下の該当者は、20.7%となります。前回調査の該当者（18.4%）からやや増加しています。

■口腔機能低下



○認知機能の低下の該当者は、47.0%となります。前回調査の該当者（45.2%）からやや増加しています。

■認知機能の低下

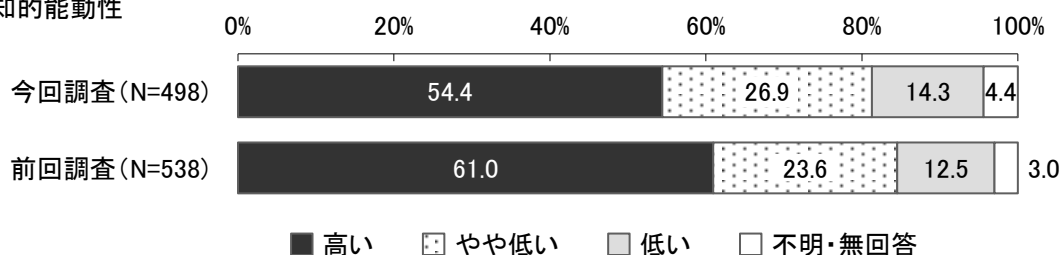


○うつ傾向の該当者は、32.7%となります。前回の該当者（37.2%）からやや減少しています。

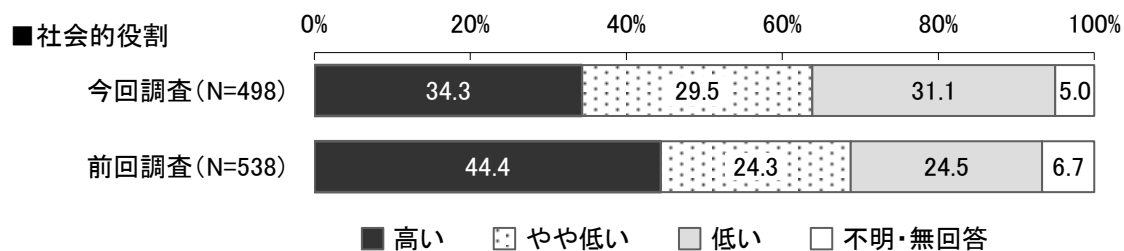
○手段別日常生活動作は、4.0%の高齢者が「低い」と判定されています。前回調査の「低い」割合（5.0%）からやや減少しています。

○知的能動性は、14.3%の高齢者が「低い」と判定されています。前回調査の「低い」割合（12.5%）からやや増加しています。

■知的能動性

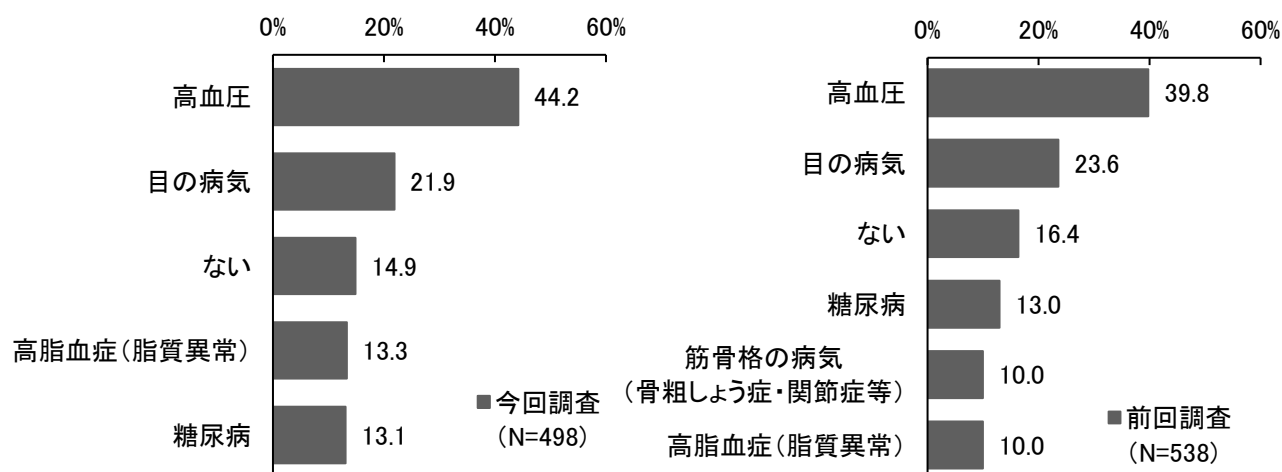


○社会的役割は、31.1%の高齢者が「低い」と判定されています。前回調査の「低い」の割合（24.5%）からやや増加しています。



○現在治療中の病気は、「高血圧」が44.2%と最も高く、次いで「目の病気」が21.9%となっています。前回調査と比較すると「高脂血症」の割合が増加しています。

■現在治療中の病気（上位5位）

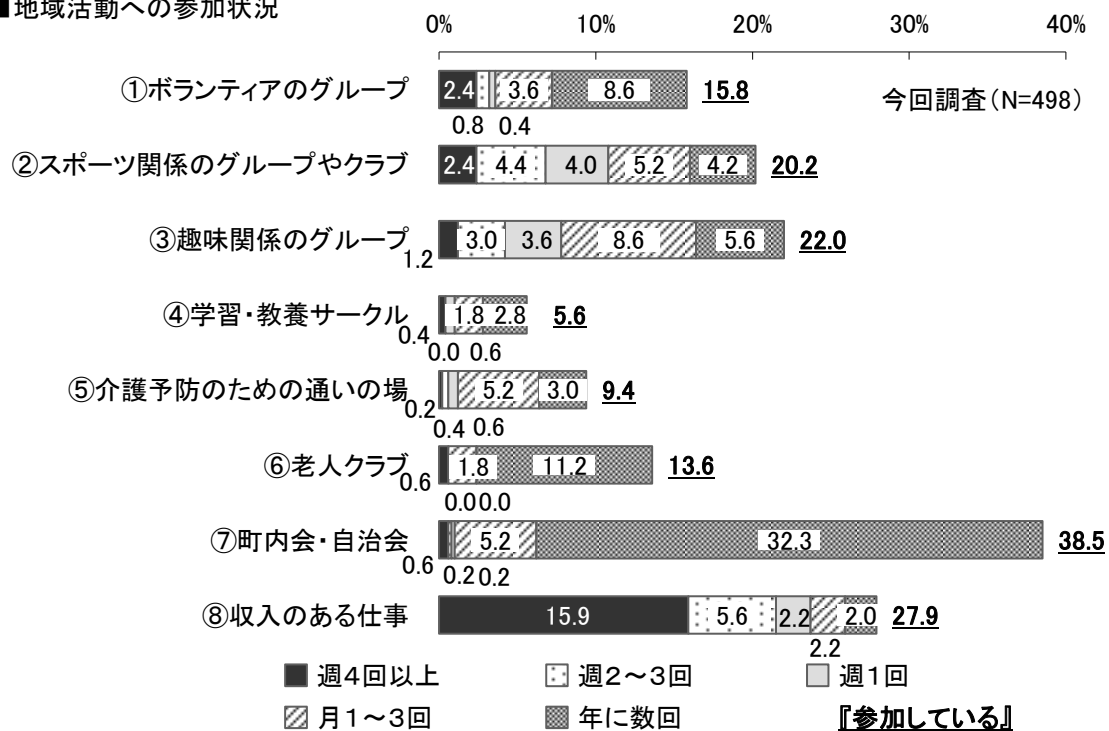


③ 暮らしに関する状況について

○地域活動への参加状況は、「町内会・自治会」が 38.5%と最も高く、次いで「収入のある仕事」が 27.9%となっています。一方で「学習・教養サークル」「介護予防のための通いの場」は 10%以下の参加状況となっています。

○地域活動への参加意向は、「是非参加したい」「参加してもよい」と回答した参加意向がある割合を合算すると、57.4%となっています。「参加したくない」は 31.9%となっています。

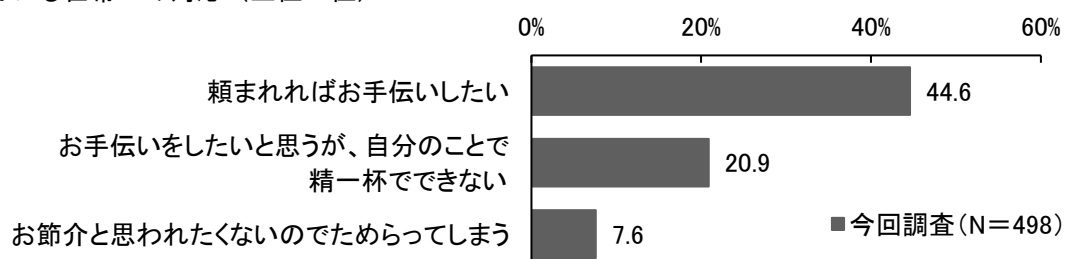
■地域活動への参加状況



○地域で困っている世帯への対応については、「頼まれればお手伝いしたい」が 44.6%と最も高く、次いで「お手伝いをしたいと思うが、自分のことで精一杯でできない」が 20.9%となっています。

○生活する上で手助けが必要になったとき、隣近所や地域の人から手助けしてもらいたいかについては、「積極的に手伝ってもらいたい」と「可能であれば手伝ってもらいたい」と回答した割合を合算した『手伝ってもらいたい』が 18.7%、「手伝ってもらいたいが、迷惑をかけたくないののためらってしまう」が 30.9%「福祉サービスなどを利用するので、特に手伝ってもらう必要はない」が 17.3%となっています。

■困っている世帯への対応（上位3位）

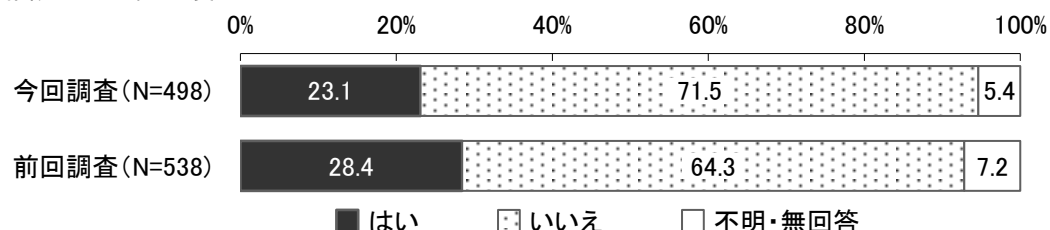


④ 認知症に関する状況について

○自身または、家族の認知症の症状の有無は、「はい」が8.6%、「いいえ」が86.3%となっています。

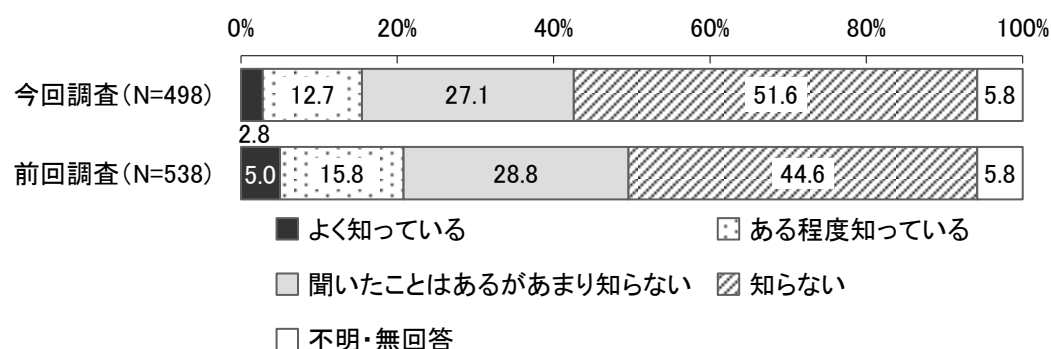
○認知症に関する相談窓口の認知度は、「はい」が23.1%、「いいえ」が71.5%となっています。前回調査から認知度は減少しています。

■認知症相談窓口の認知度



○認知症サポーターの認知度は、「よく知っている」「ある程度知っている」を合算した『知っている』の割合は15.5%、「聞いたことはあるがあまり知らない」27.1%、「知らない」が51.6%となっています。前回調査から認知度は減少しています。

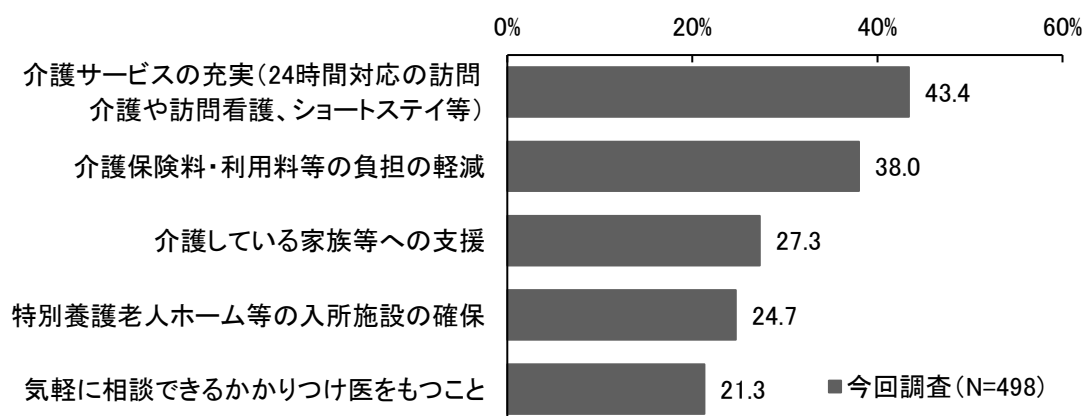
■認知症サポーターの認知度



⑤ 今後の生活について

○自宅や地域で暮らし続けるために必要なことは、「介護サービスの充実（24時間対応の訪問介護や訪問看護、ショートステイ等）」が43.4%と最も高く、次いで「介護保険料・利用料等の悲嘆の軽減」が38.0%となっています。

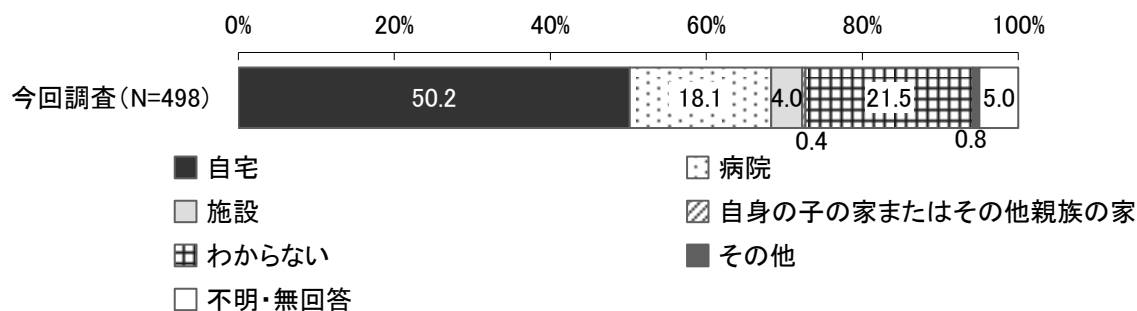
■自宅や地域で暮らし続けるために必要なこと（上位5位）



○自宅で最期を迎える見込みについては、「ある」が21.9%、「ない」が12.7%、「わからない」が60.6%となっています。

○最期を迎える場所の希望について、「自宅」が50.2%と最も高く、次いで「わからない」が21.5%となっています。

■最期を迎える場所

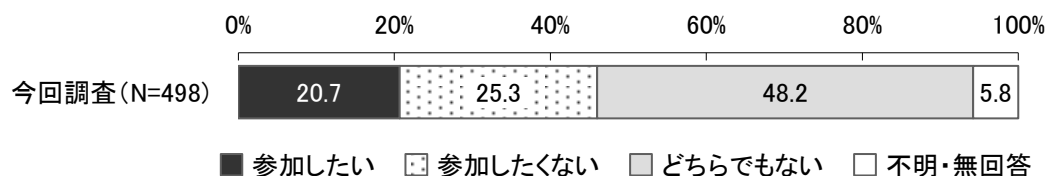


⑥ ICTの利用状況について

○パソコン、スマートフォンなどの情報端末の使用については、「使っている」が60.6%、「使っていない」が36.1%となっています。

○スマホ教室への参加意向は、「参加したい」が20.7%、「参加したくない」が25.3%、「どちらでもない」が48.2%、「どちらでもない」が48.2%となっています。

■スマホ教室への参加意向

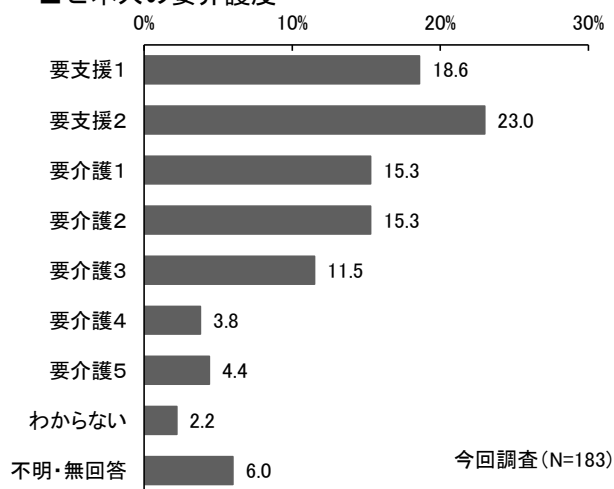


在宅介護実態調査

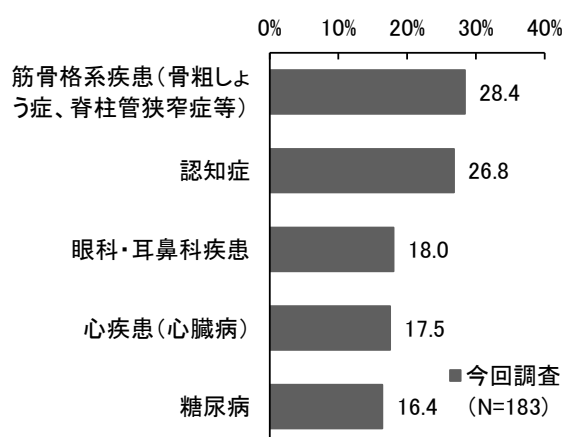
① 回答者の性別・年齢・要介護度などについて

- 性別は、「男性」が 29.0%、「女性」が 64.5%となっています。
- ご本人の年齢は、「90 歳以上」が 36.1%と最も高く、次いで「85 歳～89 歳」が 26.2%となっています。
- ご本人の要介護度は、「要支援 2」が 23.0%と最も高く、次いで「要支援 1」が 18.6%となっています。
- ご本人が抱えている傷病は、「筋骨格系疾患(骨粗しょう症)」が 28.4%と最も高く、次いで「認知症」が 26.8%となっています。

■ご本人の要介護度



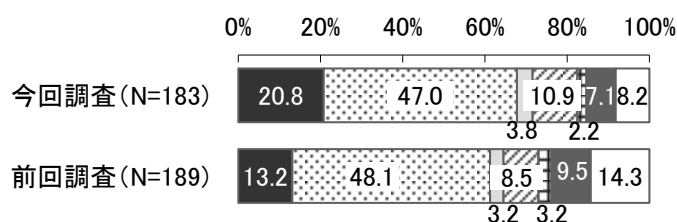
■ご本人が抱えている傷病（上位 5 位）



② 今後の生活について

- 今後の生活をどのように送りたいかについて、「訪問介護や通所介護、ショートステイなどの介護サービスを利用して、自宅で生活を続けたい」が 47.0%と最も高く、次いで「家族だけに介護してもらい、自宅で生活を続けたい」が 20.8%となっています。前回調査と比較すると「家族だけに介護してもらい、自宅で生活を続けたい」が増加しています。
- 自宅での生活を続けるための条件は、「夜間など、急な状態の変化にも安心できる体制」が 63.0%と最も高く、次いで「在宅で十分な量の介護サービスを受けられる」が 44.4%となっています。

■今後の生活をどのように送りたいか



■ 家族だけに介護してもらい、自宅で生活を続けたい

□ 訪問介護や通所介護、ショートステイなどの介護サービスを利用して、自宅で生活を続けたい

■ サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム、ケアハウスに入居して、介護サービス等を利用しながら生活したい

▨ 特別養護老人ホームや老人保健施設などの施設に入所したい

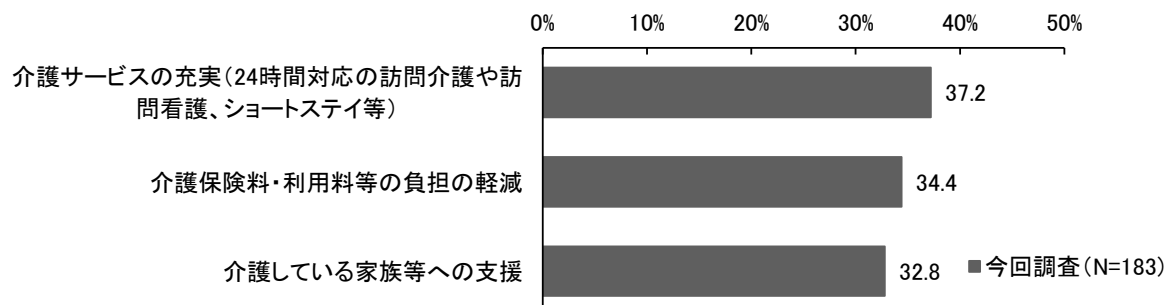
▨ その他

■ わからない

□ 不明・無回答

○自宅や地域で暮らし続けるために必要なことは、「介護サービスの充実（24 時間対応の訪問介護や訪問看護、ショートステイ等）」が 37.2%と最も高く、次いで「介護保険料・利用料等の負担の軽減」が 34.4%となっています。

■自宅や地域で暮らし続けるために必要なこと（上位 3 位）



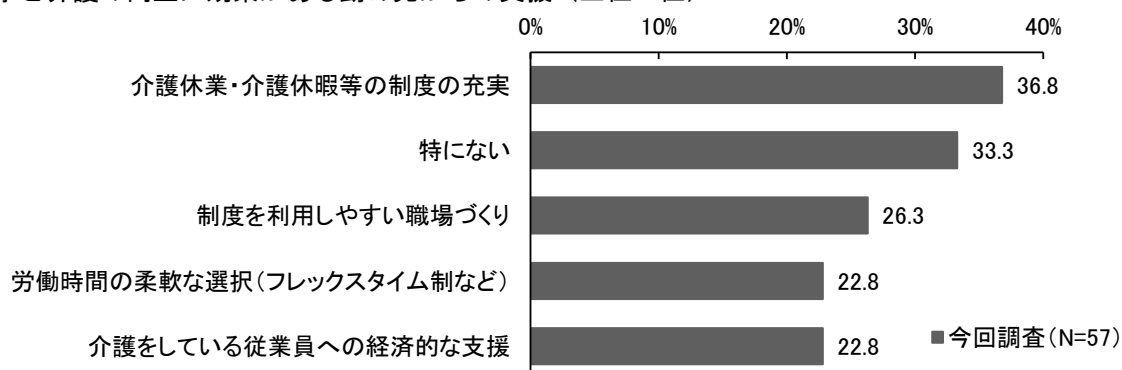
③ 介護者について

○主な介護者の勤務形態について、「働いていない」が 38.8%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が 25.9%となっています。

○主な介護者が介護するにあたっての働き方の調整については、「特に調整していない」が 42.1%と最も高く、次いで「介護のために、「休暇（年休や介護休暇等）」を取りながら、働いている」が 26.3%となっています。

○仕事と介護の両立に効果があると思う勤め先からの支援については、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」36.8%と最も高く、次いで「特にない」が 33.3%となっています。

■仕事と介護の両立に効果がある勤め先からの支援（上位 5 位）



3 事業所調査からみる現状

(1) 調査の実施概要

事業所の状況や活動を通じて感じる課題や今後の活動の方向性や意向をうかがうことで、活動実践者の視点から川辺町の課題を把握し、その後の計画策定における資料として活用することを目的し、川辺町内の事業所に対し調査を実施しました。

■調査の実施概要

区分		事業所調査
対象		町内の介護サービス提供事業所
調査方法		郵送、メール、FAX等で配付・回収
調査期間		令和5年7月5日～7月19日
回収状況	配布数	8件
	回収件数	8件
	回収率	100.0%

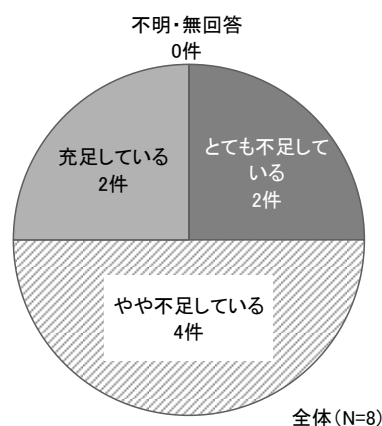
(2) 調査の結果

① 介護人材について

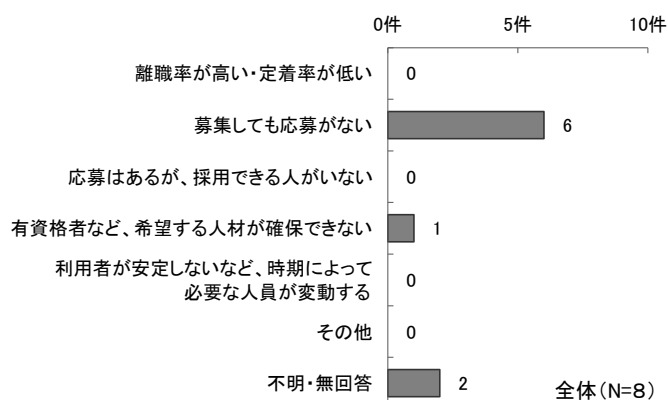
介護人材の確保についての所感では、「やや不足している」が4件と多くの事業所で人材の不足を感じています。

介護人材が不足している主な理由についてみると、「募集しても応募がない」が6件と最も高くなっています。介護職を希望する人が増えるような取り組みが必要です。

■介護人材の確保についての所感



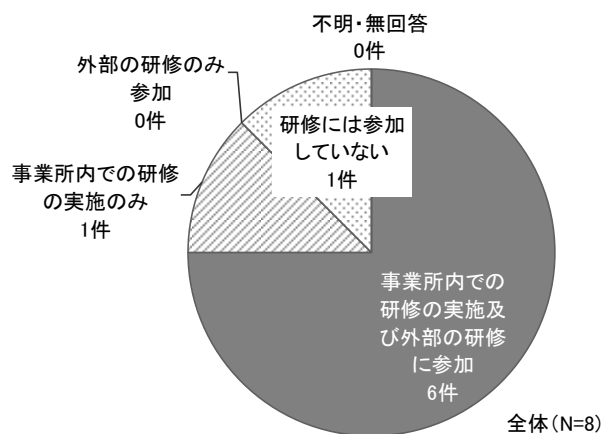
■介護人材が不足している主な理由



② サービスについて

サービスの質の向上に向けた研修への参加では、「事業所内での研修の実施及び外部の研修に参加」が6件となっており、ほとんどの事業所が質の向上に向けた取り組みを行っています。

■サービスの質の向上に向けた研修への参加

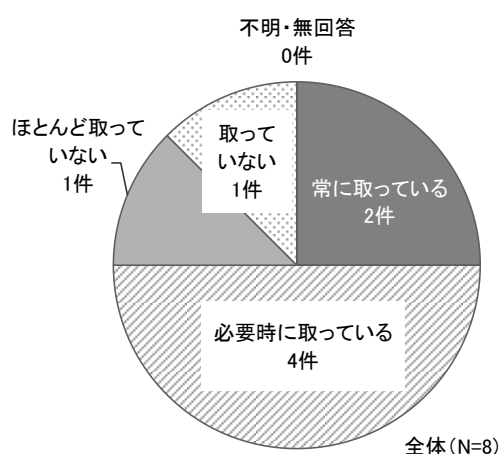


③ 在宅医療・介護連携について

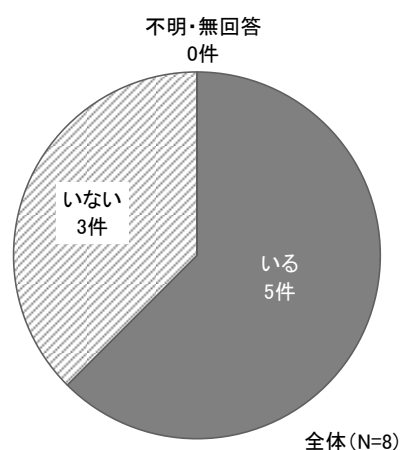
医師や歯科医師、医療機関など、医療との連携状況では、「常に取りっている」が2件、「必要時に取っている」が4件、合わせて6件が連携を取っています。

また、サービス利用者のうち医療行為が必要な方が「いる」が5件となっており、多くの事業所で医療との連携が必要な状況となっています。

■医療との連携状況



■サービス利用者のうち医療行為が必要な方の有無

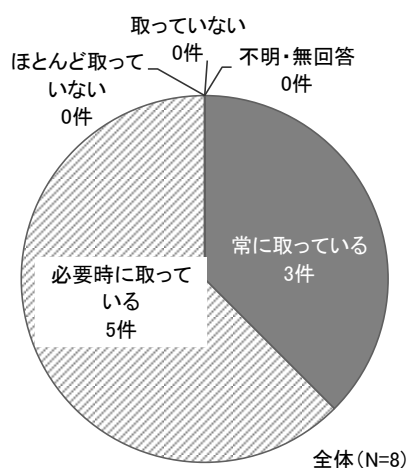


④ 地域包括支援センターについて

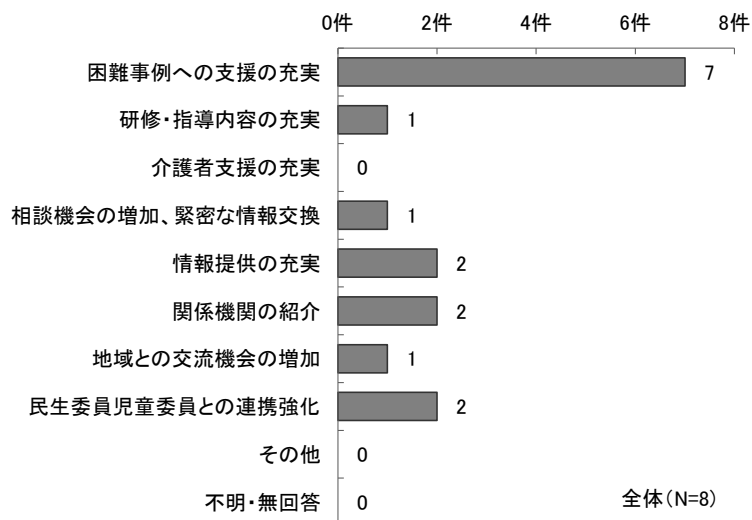
地域包括支援センターとの連携状況では、「常に取りっている」が3件、「必要時に取っている」が5件となっており、町内全ての事業所で連携を取っています。

地域包括支援センターに充実・強化してほしいと思うことは、「困難事例への支援の充実」が7件と最も多くなっています。これらの機能について、充実するための体制整備が求められます。

■地域包括支援センターとの連携状況



■地域包括支援センターに充実・強化してほしいと思うこと



第3章 計画の基本理念と施策の体系

1 計画の基本理念

第9期計画では、引き続き高齢者が安心して暮らせるまちを目指すために、これまでの基本理念を引き継ぎ、「みんなで助け合い、いきいきと安心して暮らせるまち「川辺」」とします。

本町では、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的なサービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の考え方を取り入れます。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、本町の状況や介護保険制度改正の考え方等を踏まえた上で、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

**みんなで助け合い、いきいきと安心して暮らせるまち
「川辺」**

2 川辺町の地域包括ケアシステム

本町では、第3期計画より「地域包括ケア」の考え方を導入し、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できる環境の整備に取り組んできました。

第9期となる本計画では、現役世代が急減するといわれる令和7年（2025年）を見据え、地域共生社会の実現に向けた、地域包括ケアシステムの深化・推進に取り組み、地域のすべての人々が人生の最期まで安心して暮らすための地域づくりを進めていきます。

3 日常生活圏域の設定

(1) 日常生活圏域の趣旨

地域の要介護者等が住みなれた地域で、適切なサービスを受けながら生活できるように、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設整備の状況等を総合的に考慮し、日常生活圏域を設定することが求められています。

(2) 日常生活圏域の設定

本町においては、これまで町内全域を日常生活圏域として設定し、介護基盤の整備に取り組んできました。本計画期間における日常生活圏域についても、これまでと同様に町内全体を 1 つの圏域として設定し、地域包括ケアシステムの構築を図ります。

4 重点的な取り組み

本町においては、現状や課題、これまでの取り組みを踏まえ、地域包括ケア体制構築のために以下の事項について重点的に取り組みます。

(1) 地域包括支援センターにおける相談体制の充実

- ・家族単位での支援（家族介護）やヤングケアラーへの対応が国の指針で示されている。
- ・多様化・複雑化した生活課題への対応が福祉全体で求められており、上位計画である地域福祉計画においても、相談支援窓口の充実の方向が示されているため、体制の充実に取り組む必要がある。

(2) 認知症施策の更なる推進

- ・令和 5 年（2023 年）6 月に「共生社会を実現するための認知症基本法」が成立し、国においても更なる対応の強化が図られる。
- ・本町においても、後期高齢者割合が高まる見込みで「予防」「共生」の両輪による取り組みを進める必要がある。

(3) 介護予防・重度化防止

- ・軽度者の割合が高い特性のため、また、今後の高齢化の進行も見据え、地域の介護予防、居場所づくりを進める必要がある。

5 施策の体系

基本理念

基本目標

方針

施策の方向

みんなで助け合い、いきいきと安心して暮らせるまち「川辺」

1. 地域で元気で暮らせるためのまちづくり

(1)
介護サービスの提供体制の整備

- ① 居宅サービスの基盤整備
- ② 地域密着型サービスの基盤整備
- ③ 施設サービスの基盤整備
- ④ 介護サービスの質向上
- ⑤ 保健福祉分野の人材確保

(2)
地域支援事業の推進

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業
- ② 包括的支援事業
- ② 包括的支援事業
- 【地域包括支援センターの機能強化】
- ③ 任意事業

2. 安心して暮らせる支え合いのまちづくり

(1)
地域における支え合いの推進

- ① 生活支援事業の推進
- ② 各部門・機関との連携強化

(2)
安心・安全のまちづくり

- ① 防災・防犯対策の強化
- ① 防災・防犯対策の強化や感染症対策の推進
- ② 医療と介護の連携推進
- ③ 権利擁護の推進

(3)
認知症高齢者への支援※取組強化

- ① 認知症に関する知識・理解の浸透
- ② 認知症予防・支援の充実

3. いきいきと活躍できるまちづくり

(1)
健康づくりの推進

- ① 健康づくり事業の充実
- ② スポーツ・レクリエーション活動の促進

(2)
生きがいづくりの推進

- ① 社会参加と就労対策の推進
- ② 生涯学習の推進

(3)
安心して暮らせる環境づくり

- ① 住環境の整備

第4章 施策の展開

1 地域で元気で暮らせるためのまちづくり

(1) 介護サービスの提供体制の整備

現状・課題

高齢化に伴い、要支援・要介護認定者の増加が見込まれ、介護保険制度によるサービスの利用が全体的に増加することが予測されます。

アンケート調査結果では、住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なことは、「介護サービスの充実」が一般高齢者、要支援・要介護認定者ともに約4割と最も高くなっています。また、今後の希望する暮らし方は、要支援・要介護認定者で、「訪問介護や通所介護、ショートステイなどの介護サービスを利用して、自宅で生活を続けたい」が約5割と最も高くなっており、引き続き在宅生活での生活希望が多くなっています。また、介護サービス事業所の人材不足が全国的に大きな課題とされており、安定的なサービスの提供のため人材確保への取り組み強化が求められます。

居宅サービスは高齢者の在宅生活の継続に欠かせないサービスであり、今後もそのニーズの高さに応えた量の拡充と、質の向上が求められます。地域密着型サービス、施設サービスについても、多様化するニーズに対応できるよう、高齢者が安心して地域で暮らせるサービスの基盤整備が必要となります。

施策の方向 ① 居宅サービスの基盤整備

介護や支援が必要な人が、自宅で安心して暮らし続けられるよう、介護保険制度に基づいた居宅サービスを提供します。

介護保険サービスを利用しながら自宅での生活を希望する人が多い中、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心して生活できるように在宅で受けられるサービスの充実・強化に重点を置いて取り組みます。

No.	取り組み	内 容
1	訪問介護	●ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事、入浴、排せつの介護・介助や、日常生活の援助などのサービスを提供します。 ●利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができる生活の支援（生活援助）をします。
2	訪問入浴介護・ 介護予防訪問 入浴介護	●寝たきり高齢者などの自宅に、入浴設備や簡易浴槽を積載した移動入浴車などで訪問し、入浴介助のサービスを提供します。 ●事業者と連携し、希望する人が適切に利用できるサービス量の確保を図ります。

No.	取り組み	内 容
3	訪問看護・ 介護予防訪問看護	●訪問看護ステーションなどの看護師が自宅を訪問し、主治医の指示のもとに病状の観察、療養上の世話（経管栄養や点滴の管理）、床ずれの手当てなどのサービスを提供します。 ●町内外医療機関の協力を得て、サービス量の確保を図り、在宅で医療を必要としている人に対する適切なケアの提供を図ります。
4	訪問リハビリテーション・介護予防 訪問リハビリテーション	●理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問し、心身機能の維持回復、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションなどのサービスを提供します。
5	通所介護	●デイサービスセンターにおいて、日帰りで食事、入浴のサービスや日常動作訓練などのサービスを提供します。 ●自宅にこもりきりの利用者の孤立感の解消や心身機能の維持、介護する家族の負担軽減を図ります。
6	通所リハビリテーション・介護予防 通所リハビリテーション	●医療施設や介護老人保健施設などにおいて、日帰りでリハビリテーションなどのサービスを提供します。 ●近隣の介護老人保健施設などと連携を図り、重度化防止のためサービス量の確保を図ります。
7	居宅療養管理指導・介護予防居宅 療養管理指導	●通院が困難な人の自宅に医師や歯科医師、薬剤師などが訪問し、療養上の管理や指導のサービスを提供します。 ●医療機関・薬局などの協力を得て、必要量に応じたサービス量の確保を図ります。
8	短期入所生活介護・介護予防短期 入所生活介護	●介護老人福祉施設などの施設において、数日間の入所による、食事・入浴・排せつの介護や、日常生活の援助などのサービスを提供します。 ●特別養護老人ホームと連携し、サービス量の確保を図ります。
9	短期入所療養介護・介護予防短期 入所療養介護	●介護老人保健施設などの施設への、数日間の入所による、看護や医学的管理下における介護、機能訓練などの医療サービスを提供します。 ●介護老人保健施設などでの短期入所療養介護の利用増進を図り、サービス量の確保を図ります。
10	特定施設入居者生活介護・介護予防 特定施設入居者生活介護	●有料老人ホームや養護老人ホームなど、特定施設に入居している要介護者に対し、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活上並びに療養上の世話、機能訓練などのサービスを提供します。 ●制度の認知度や適正な利用を促すチェック体制の向上を図ります。
11	福祉用具貸与・介護予防福祉用具 貸与	●日常生活の自立を助けるため、車椅子やベッドなどの福祉用具貸与のサービスを提供します。 ●制度の認知度や適正な利用を促すチェック体制の向上を図ります。

No.	取り組み	内 容
12	特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入	●入浴や排せつ時に使用する、福祉用具などの購入費を支給するサービスを提供します。 ●制度の認知度や適正な利用を促すチェック体制の向上を図ります。 ●福祉用具購入に対する受領委任払いを実施し、利便性の向上を図ります。
13	住宅改修・介護予防住宅改修	●手すりの取り付けや段差解消など、住宅改修に係る費用を一部支給します。 ●制度の認知度や適正な利用を促すチェック体制の向上を図ります。 ●住宅改修に対する受領委任払いを実施し、利便性の向上を図ります。

施策の方向

② 地域密着型サービスの基盤整備

今後増加が見込まれる認知症高齢者や中重度の要介護高齢者等が、できるだけ住み慣れた地域で生活できるよう、きめ細かいサービスを提供します。

可能な限り住み慣れた地域において、継続した生活目指す地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う重要なサービスとして地域密着型サービスを位置付け、今後も高まるニーズに対応するため、計画的に整備を進めます。

No.	取り組み	内 容
14	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	●状態が比較的安定した認知症高齢者に対し、食事や入浴などの介護、支援、機能訓練を受けながら、家庭的な雰囲気の中で共同生活を営めるサービスを提供します。 ●事業者との連携を強化し、適時適切な指導や事業所イベントへの参加を促進します。 ●定住自立圏構想の中で他市町村と連携し、施設の相互利用や、入所の際の事務手続きの簡略化などを検討します。
15	その他の地域密着サービス【新規】	●町内外の事業所との連携や情報収集を行い、地域密着型サービスの充実を進めます。

施策の方向 ③ 施設サービスの基盤整備

自宅での生活が困難となった要介護認定者に対して、日常生活を円滑に送るための生活支援や、介護の重度化を防ぐ訓練などが受けられるサービスを提供します。

また、今後、保険者として適正に介護保険事業を運営できるよう、事業所と連携に重点を置いて取り組みます。

No.	取り組み	内 容
16	介護老人福祉施設	●自宅で介護を受けることが困難な人に対し、介護などの日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の管理などのサービスを提供します。 ●施設で開催される入所判定委員会において、入所待機者の数や状況を把握するとともに、町内外施設と連携し、待機者の解消に努めます。
17	介護老人保健施設	●病気やけがなどの治療後、リハビリテーションなどを必要とする人に対し、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話などのサービスを提供します。 ●町外の施設と連携し、サービス量の確保を図ります。
18	介護医療院	●「医療機能」と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護療養病床からの転換先となる施設です。 ●町外の施設と連携し、サービス量の確保を図ります。

施策の方向 ④ 介護サービスの質の向上

介護保険サービスの質の向上のため、介護保険サービス提供従業者に向けた研修や評価制度を実施します。

No.	取り組み	内 容
19	専門職種の資質向上	●県の研修会で得た最新情報の提供や研修会の周知を行います。
20	第三者評価制度の推進	●認知症対応型共同生活介護サービス提供事業所に対して、客観的な立場での公正・中立な第三者評価制度を推進し、サービスの改善、質の向上を図ります。

施策の方向 ⑤ 保健福祉分野の人材確保

安定したサービスの提供のために、各サービス事業者との連携を図るとともに、人材確保補助金制度の周知を徹底し、良質な人材確保、育成を図ります。

No.	取り組み	内 容
21	介護・福祉の人材育成	●国や県等による介護人材確保に関する取り組み・制度の周知を徹底します。 ●町内介護職従事者や資格取得者への助成を通じて、介護人材の確保・育成及び定着支援を図ります。
22	介護現場におけるICT活用・業務効率化の推進	●岐阜県の介護事業所ICT導入支援事業や介護ロボット導入支援事業について事業所に周知し、導入を推進します。 ●介護分野の文書に係る負担軽減を図るため、国が示す方針に基づく個々の申請様式・添付書類や手続きに関する簡素化や、様式例の活用による標準化を図ります。
23	新たな担い手の育成	●介護人材の不足による介護サービスの質の低下や供給量の不足を防ぐために、人材確保に向けたPR活動の実施や研修の充実を図ります。 ●国や県と連携し、人材確保助成金等の制度周知を図り、事業所における人材確保を支援します。
24	働きやすい環境づくり【新規】	●事業所におけるハラスメント対策を強化するとともに、対応策や事例等の情報収集に努めます。

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)	目標値 (令和8年度)
人材の確保・育成及び定着支援への助成件数	0件	1件	1件	1件

(2) 地域支援事業の推進

現状・課題

高齢者が要支援・要介護状態になることを予防し、要介護状態となった場合でも、可能な限り、地域で自立した日常生活を営むためには、地域支援事業の推進が重要となります。

本町では、要支援・要介護状態になる可能性が高い高齢者の把握や、介護が必要とならないようにするための介護予防事業、重度化を防ぐ事業を実施しています。また、地域での包括的な高齢者の支援を行うための関係者間のネットワーク構築や、介護者の負担軽減を図る事業を実施しています。

今後は、より地域の高齢者の実情に沿ったサービスを柔軟に提供できるよう、多様な主体と協働しながら提供体制を整備する必要があります。

施策の方向 ① 介護予防・日常生活支援総合事業

多様なサービス提供主体との連携により、多様化する高齢者のニーズにあった介護予防事業を実施します。

No.	取り組み	内 容
25	＜介護予防・生活支援サービス事業＞ 訪問型サービス	●既存の介護事業所に加え、NPOや住民ボランティアなど多様な主体の掘り起しと連携によって、多様な訪問型サービスが選択可能となる体制の整備を図ります。 ●町内事業所と連携し、独自基準の訪問型サービスを引き続き実施します。
26	＜介護予防・生活支援サービス事業＞ 通所型サービス	●既存の介護事業所に加え、NPOやいきいきふれあいサロン、住民ボランティアなど多様な主体の掘り起しと連携によって、多様なサービスが選択可能となる体制の整備を図ります。
27	＜介護予防・生活支援サービス事業＞ 介護予防支援事業 (ケアマネジメント)	●要支援認定者、基本チェックリスト該当者に対して、適切なアセスメントを行い、介護予防ケアプランにつなげていきます。 ●対象者が自立した生活を維持できるよう、サービス事業者を確保するとともに、連携により適切な介護予防ケアマネジメントを行います。
28	＜一般介護予防事業＞ 介護予防普及啓発事業	●地域包括支援センターでの広報により、健康相談や健康教育、介護予防活動の普及・参加促進を図ります。 ●関係機関と連携し、介護予防知識の普及・啓発を推進します。 ●介護予防に関する教室の開催を維持して開催するとともに、新規参加者を増やすための取り組みを検討します。 ●保健センター保健師と連携し、高齢者の保健事業と介護予防事業等の一体的事業をすすめ、フレイル予防について普及啓発に努めます。

No.	取り組み	内 容
29	＜一般介護予防事業＞ 地域介護予防活動支援事業	●介護予防活動推進のため、住民ボランティアなどの地域活動組織の育成を図り、活動を支援します。 ●運動ボランティア育成のための指導教室を開催します。
30	＜一般介護予防事業＞ 一般介護予防事業評価事業	●地域包括支援センター運営推進会議にて事業評価を実施し、事業の改善・質の向上を図ります。 ●事業への参加者の感想・反応などはアンケート等を通じて随時確認し、そのつど改善・対応を行います。
31	＜一般介護予防事業＞ 地域リハビリテーション活動支援事業	●通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場などでの介護予防を目的とした取り組みの機能体制強化を行います。 ●住民主体の通いの場などへのリハビリ専門職の助言により、地域として介護予防に取り組めるよう支援します。

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)	目標値 (令和8年度)
運動ボランティアの高齢者サロンへの参加割合	45%	50%	50%	60%

施策の方向

② 包括的支援事業【地域包括支援センターの機能強化】

高齢者の地域での暮らしを支援するため、地域包括支援センターを中心に、相談支援やケアマネジャーへの支援、権利擁護のための取り組みを充実します。また、円滑な事業運営となるよう、生活支援コーディネーターとの連携を強化に重点を置いて取り組みます。

No.	取り組み	内 容
32	総合相談支援事業 ／権利擁護事業	●地域の高齢者に対し、地域におけるネットワークづくり、ネットワークなどを通じた地域の高齢者の実態把握、サービスに関する情報提供や継続的・専門的な相談支援、権利擁護の観点から、対応が必要な一人暮らし高齢者、認知症高齢者への支援や高齢者虐待の防止や早期対応を行います。 ●地域包括支援センターの役割や事業内容をパンフレット等を活用し、積極的に周知することで、利用促進を図ります。 ●関係機関と連携を取りながら事業推進に努めるとともに、日頃から地域で高齢者を見守るネットワークづくりを推進します。
33	包括的・継続的 ケアマネジメント 事業	●医療機関やボランティアを含む地域の関係機関との連携・協力体制を整備し、主治医、ケアマネジャーなど多職種が協働することで、包括的・継続的なケアマネジメントの支援を行います。 ●地域のケアマネジャーへの支援のため、関係機関と連携を取りつつ、地域ケア会議における困難なケースへの対応やサービスの調整、ケアプランの作成記述の指導や相談、支援困難事例の指導助言などを行います。 ●利用者が公平にサービスを利用できるよう、ケアマネジャー連絡会を実施し、地域のケアマネジャーに介護保険情報の提供や研修を行うとともに、ケース検討を実施します。
34	地域ケア会議	●地域包括支援センターが中心となり、庁内保健福祉担当課、町社会福祉協議会、民生児童委員協議会、関係機関等で会議を開催し、困難ケースなど、ケアマネジャーから持ち込まれた相談ケースなどについて協議します。また、困難ケースを通じて地域課題の発見、地域づくり、社会資源開発に努めます。 ●要支援者等の自立支援・重度化防止に向けた地域ケア個別会議を定例化を目指します。
35	生活支援サービスの 体制整備	●生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）や、コーディネーターとサービス提供主体が連携・情報共有等を行う協議体について、構成員の確保を図り、地域づくりにつながる活動の強化を図ります。 ●既存の介護事業所に加え、NPOやいきいきふれあいサロン、住民ボランティアなど多様な主体の掘り起しと連携によって、多様なサービスが選択可能となる体制の整備を図ります。 ●生活体制整備にあたっては、生活支援コーディネーターと連携を図りながら、すすめていきます。

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)	目標値 (令和8年度)
地域ケア会議の開催回数	0回	2回	2回	2回
地域ケア個別会議の開催回数	3回	3回	3回	3回
介護予防重度化防止ケア会議回数	0回	2回	2回	2回
生活支援コーディネーターの地域ケア会議への参加数	0回	3回	3回	3回

施策の方向

③ 任意事業

家族介護者の研修会や介護者同士の交流事業、適切にサービスが提供されているかの検証を実施します。

No.	取り組み	内 容
36	介護者の集い事業	●町社会福祉協議会が主催する年2回の「介護者の集い」に地域包括支援センターが参加し、介護している家族の悩みや思いなどを聞き、相談や助言を行います。 ●町社会福祉協議会、地域包括支援センター、関係事業所などが連携し、介護方法の基礎知識や技能習得のための勉強会を開催します。
37	紙おむつ購入費助成等事業	●概ね65歳以上の重度となった要介護認定者のうち、紙おむつが必要な人に対して、本人及び世帯員の住民税課税額に応じて紙おむつを現物支給します。
38	成年後見制度利用支援事業	●町が行う成年後見の申し立て経費や、低所得の高齢者に係る成年後見人の報酬の助成を行います。 ●高齢者の増加に伴い、認知症高齢者が増えることが見込まれるため、住民に対して積極的に事業を周知し、利用促進を図ります。

No.	取り組み	内 容
39	介護給付費適正化事業	● 不要なサービスが提供されていないかの検証や適正化に関する情報提供など、利用者に適切なサービスを提供できる環境を整備するとともに、介護給付費の適正化を図ります。 ● 国保連合会や事業所から提供される情報(医療情報との突合、軽度の要介護者に係る福祉用具貸与、要介護認定有効期間の半数を超える短期入所、訪問介護(生活援助中心)の訪問回数の多い利用者の情報等)の点検、検証を行います。 ● 「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」の適正化主要3事業を実施します。 ● ケアプラン点検においては、「スーパービジョン」(新人職員などサポートが必要な支援者に対して経験のある熟練者からサポートやアドバイスを受けること)を活用して適切な指導を行うとともに、事業所へも啓発を行います。

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)	目標値 (令和8年度)
要介護認定の適正化	全件	全件	全件	全件
ケアプラン点検(スーパービジョン、訪問調査)	6件	6件	6件	6件
住宅改修等の点検(訪問調査)	4件	4件	4件	4件
福祉用具購入の点検(訪問調査)	0件	2件	2件	2件
医療情報との突合・縦覧点検(実施月数)	全件	全件	全件	全件
介護給付通知	全件	全件	全件	全件

2 安心して暮らせる支え合いのまちづくり

(1) 地域における支え合いの推進

現状・課題

介護保険、高齢者福祉サービス全体において、団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）をも見据えた、長期的な視点に立って、生活支援事業を一層強化する必要があります。

本町では、地域の高齢者の暮らしを支える生活支援事業、事業者や庁内の関係課、医療関係者、ボランティア団体などと連携して、地域全体における高齢者の見守り活動を実施しています。

今後も支援が必要な高齢者がますます増加する中、専門的な介護サービス従事者だけでなく、ボランティアやNPOなどインフォーマルサービスを活用した地域の支え合いのネットワークづくりが求められます。

施策の方向 ① 生活支援事業の推進

自宅で暮らす高齢者の日常生活の不安を解消するため、生活支援や見守りを実施します。必要とする人のサービス利用につながるよう、各制度の周知に重点を置いて取り組みます。

No.	取り組み	内 容
40	福祉用具・車両等貸出事業	●車椅子などを無料で貸し出します。また、福祉車両の貸し出しも行います。 ●介助用車椅子の在庫減少や老朽化がみられるため、介助用車椅子の寄贈・購入を促進します。
41	いきいきふれあいサロン事業	●町社会福祉協議会は、高齢者の生きがいづくりと閉じこもり予防を目的に住民が企画・運営するサロンが継続的に実施できるよう派遣講師の充実などを図っていきます。 ●地域包括支援センターは、サロンと町社会福祉協議会と連携して介護予防のための普及啓発を行います。 ●サロンにおいて活動が活性化するよう講師派遣を行います。 ●感染症等により休止したサロンに対して、再開に向けた働きかけを行います。

No.	取り組み	内 容
42	ちょっとした手助けサポーター事業	●町社会福祉協議会において、買い物代行、掃除、ゴミ出し、草取り、話し相手、洗濯等の1時間以内でできるちょっとした手助けを行う、「ちょっとした手助けサポーター」を派遣します。 ●「ちょっとした手助けサポーター」の養成講座を行い、円滑な事業実施につなげます。
43	緊急通報システム事業	●緊急時に、隣人・家族などと協力し、迅速な対応ができるよう、緊急通報装置を貸与・設置します。
44	見守りサービス事業【新規】	●離れて暮らす家族間の見守りを支援するため、通信機能を内蔵した見守りサービスの利用料を補助します。

施策の方向

② 各部門・機関との連携強化

地域の様々な事業所や団体が連携・情報共有の体制を強化します。あらゆる世代の住民が安心して暮らせるまちとなるよう、各サービスの円滑な提供と質の向上に重点を置いて取り組みます。

No.	取り組み	内 容
45	各サービス事業者との連携	●地域包括支援センターにおいてサービス事業所と連携し、ケース検討会、勉強会を実施します。 ●近隣の新規事業者と連携し、情報共有や住民への情報提供を充実します。
46	庁内関係各課との連携	●地域包括支援センターや町社会福祉協議会、庁内関係各課との連携、情報共有により、地域の実情に応じた高齢者福祉の推進を図ります。
47	各団体との連携	●医師会、歯科医師会、町社会福祉協議会、サービス事業者、民生委員児童委員、見守りネットワーク協力事業者、ボランティア団体で、困難なケースへの対応など必要時の連携、情報共有を行い、相互の連携・協働を推進します。

(2) 安心・安全のまちづくり

現状・課題

近年、気候変動の影響等によって、台風等の自然災害が頻発化・激甚化しており、防災・災害対策の必要性が高まっています。また、犯罪においても、高齢者を狙った特殊詐欺や消費者被害等が全国的に発生しており防犯対策を強化する必要があります。

アンケート調査結果では、災害時の避難対策として行っていることは、一般高齢者では「何もしていない」が約3割と最も高くなっており、対策をとっていない高齢者が一定数みられるため、対応が求められます。

高齢化の進行とともに、介護だけでなく医療を必要とする高齢者が増加するため、医療と介護の連携体制を構築する必要があります。医療と介護の両方を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で暮らしを継続できるよう、各関係機関が協働し、情報共有を行うことで切れ目のない支援を提供することが求められます。

施策の方向 ① 防災・防犯対策の強化

災害時に一人で避難することが困難な高齢者の把握や支援体制を整備し、個別避難計画及び避難確保計画等を作成し周知を図ります。また、高齢者が悪質な犯罪に巻き込まれないような対策を実施します。

No.	取り組み	内 容
48	避難行動要支援者の把握	●避難行動要支援者名簿を作成し、災害時の避難支援等を実施する際の基礎資料として役立てます。 ●各避難行動要支援者の避難方法や、避難行動支援者を個別に決定する、「避難行動要支援者個別避難支援計画」を策定します。
49	避難環境の整備	●災害時に町民が利用する避難所の指定及び整備、避難・誘導のための情報伝達体制や避難路の整備等、町民の安全避難及び避難環境の整備に取り組みます。 ●備蓄食料や浄水器、ラップ式トイレなど緊急時に必要となる物品購入及び老朽化している備蓄倉庫の更新を実施します。
50	防災マップの作成、防災リーダーの養成	●住民の円滑な避難や安全確保を図るため、指定避難場所、危険箇所等を記載した防災マップの周知に努めます。 ●自主防災組織のリーダーを育成する研修への参加を推進し、地域防災リーダーの登録を推進します。また、防災士を中心とした各地区の自主防災組織の設立を促進します。

No.	取り組み	内 容
51	防犯対策の充実	●高齢者を取り巻く関係団体へ、防犯に関する意識啓発のための情報提供や講習会を行い、地域の見守り体制の強化を図ります。 ●「すぐメールかわべ」への登録により、防犯情報や地震など災害情報が入手できるよう支援します。 ●町内の主要箇所に防犯カメラを増設し、防犯対策の強化を図ります。
52	感染症対策に関する取り組みの推進	●保健所等の関係機関と連携を図りつつ、感染症対策に関する正しい知識の普及を推進します。
53	B C P策定支援【新規】	●すべての介護サービス事業者を対象にB C Pの策定、研修、訓練等が義務付けられていることから、介護サービス事業者に対して必要な助言及び適切な援助を実施していきます。

施策の方向

② 医療と介護の連携推進

地域の医師会や介護の関係機関等と緊密に連携しながら包括的かつ継続的な在宅医療を提供します。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療と介護との連携の体制を整備に重点を置いて取り組みます。

No.	取り組み	内 容
54	地域の医療・福祉資源の把握と活用	●「加茂地域医療・介護・福祉サービスマップ」など、インターネット上で情報を公開し、周知します。 ●医療や介護について把握しやすいようにガイドブックを作成し、周知、啓発に努めます。
55	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	●在宅医療・介護の連携体制整備状況の把握や課題を抽出、解決策の検討を行います。 ●町独自に在宅医療コーディネーターを配置し在宅医療・介護の相談支援を行います。
56	切れ目のない在宅介護提供体制の構築推進	●地域医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進します。
57	医療・介護関係者の情報共有の支援	●「ケアマネタイム連携シート」を活用することで、円滑な連絡ができるよう、多職種間での情報共有を図ります。 ●医療・介護の必要な情報について集約し、情報提供ができる体制づくりを行います。
58	在宅医療・介護連携に関する相談支援	●町独自で地域在宅医療連携コーディネーターを設置し、在宅医療や介護連携に関する相談支援を強化します。
59	医療・介護関係者の研修会の開催	●在宅医療・介護多職種連携の研修会などの開催を通じ、多職種間における医療介護連携の強化を図ります。
60	地域住民への普及啓発	●在宅医療やその機能、役割を地域住民に広く周知し、普及を図るため、映画会や講演会を開催します。 ●インターネットを利用した情報発信や医療介護福祉連携ツールを利用した普及啓発に努めます。

No.	取り組み	内 容
61	在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	●美濃加茂市・加茂郡町村が協働で在宅医療介護連携推進事業を実施することで、加茂管内の在宅医療・介護連携が一定の水準に保たれるよう推進します。
62	看取り・ターミナル機能の強化	●今後のさらなる高齢化を見据え、医師会等との連携のもとで、人生会議（ACP）の普及啓発や看取り等に関する取り組みを強化します。 ●意思表示カードの普及啓発や看取り・ターミナル期の在宅医療・介護連携について関係者への周知を行います。

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)	目標値 (令和8年度)
多職種連携推進研修会の開催	2回	1回	1回	1回

施策の方向 ③ 権利擁護の推進

高齢者が尊厳を保ち、安心して生活できるよう、成年後見制度の普及啓発、利用促進を図るとともに、高齢者虐待の対応体制の充実に重点を置いて取り組みます。

No.	取り組み	内 容
63	成年後見制度の普及・利用促進	●認知症高齢者や知的障がい者など、判断能力が十分ではない人の権利を守るため、成年後見制度の利用を支援します。 ●利用促進を図るため、高齢者の集まる場所で普及・啓発を行います。 ●相談支援や制度の周知啓発を行っている「川辺町権利擁護支援センター」の機能の充実に努めています。 ●成年後見制度利用にあたっては、支援調整会議・受任調整会議を開催し、本人の権利の保護に努めます。 ●町社会福祉協議会が実施する法人後見と連携し、町の権利擁護体制の推進を図ります。 ●成年後見人等に就任する親族がいない人の権利を守るため、市民後見人制度の整備、市民後見人の養成を検討します。
64	高齢者虐待防止	●高齢者虐待の防止や高齢者虐待を受けた高齢者に対する迅速かつ適切な対応や保護及び養護者に対する支援を行います。 ●「川辺町高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、担当ケアマネジャー等と連携し、チームで対応できるよう努めます。 ●虐待を受けた高齢者を保護するための体制整備について検討します。

(3) 認知症高齢者への支援

現状・課題

高齢化の進行に伴い、認知症高齢者も今後増加していくことが予測されます。また、令和5年(2023年)6月には、「共生社会を実現するための認知症基本法」が公布され、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるように、正しい理解の促進や障壁の除去、福祉・医療サービスの提供を進めることが明示されました。

アンケート調査結果では、認知症高齢者への必要な支援として、一般高齢者、要支援・要介護認定者ともに「正しい知識を持った支援者(認知症サポーター)の養成」が約4割以上、「近隣住民による見守り」が約3割と多くなっています。

本町では、健康教育や相談によって認知症への理解を高める事業や、認知症を予防するための事業の実施、認知症サポーターの育成、支援を行っています。

認知症に関する正しい理解の促進を地域に広く周知啓発し、地域全体で認知症高齢者を見守る体制を構築する必要があります。また、認知症予防や重度化を防ぐため、認知症予防事業の実施や早期発見・対応が可能な仕組みづくりが求められます。

施策の方向

① 認知症に関する知識・理解の浸透

認知症に関する知識・理解の促進を支援します。高齢者やその家族、地域住民など幅広く世代に認知症に関する正しい理解を促進するため、地域のあらゆる場での啓発に重点を置いて取り組みます。

No.	取り組み	内 容
65	認知症に関する理解の促進	●介護予防の必要性や認知症の理解促進のため、サロンや福寿会を対象とした健康相談や健康教育での啓発を行います。 ●町や地域包括支援センター、関係機関、地域住民が協力して、認知症高齢者及びその家族を支援する体制づくりに取り組みます。
66	認知症に関する相談・支援の充実	●地域包括支援センターを中心に、認知症についての相談・ケア体制を構築し、相談者に対する知識の普及・情報提供を行います。 ●認知症地域支援推進員が、医療機関や介護サービス事業所、地域の支援機関を実態に応じて連携させる支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行います。 ●必要に応じて、専門医や認知症疾患医療センターと連携し、早期発見・早期対応を図ります。

No.	取り組み	内 容
67	認知症サポーターの育成	●認知症についての知識や対応の仕方を地域住民及び見守りネットワーク協力事業者等が理解し、認知症支援の担い手となれるよう、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症サポーターを育成します。 ●認知症サポーターステップアップ講座を受講した認知症サポーターによるチームオレンジの形成について検討します。
68	認知症キャラバン・メイトの育成支援と連携	●認知症サポーターを育成するにあたり、岐阜県と連携して講師役となる認知症キャラバン・メイトの育成を進めます。 ●地域包括支援センター職員だけでなく、地域介護事業所職員などへキャラバン・メイトの養成講座受講促進について検討します。 ●キャラバン・メイトと連携、情報共有を行いながら、認知症サポーター養成講座の効果的な実施方法等を検討し、キャラバン・メイトの活動促進に努めます。

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)	目標値 (令和8年度)
認知症サポーター養成数	0人	50人	50人	50人

施策の方向 ② 認知症予防・支援の充実

認知症予防の推進や認知症の早期発見・早期対応、相談体制の充実、認知症高齢者が安心して社会参加できる仕組みづくり、家族介護者への支援など総合的な支援を充実します。

No.	取り組み	内 容
69	認知症予防の推進	●認知症を早期から予防するために、介護予防事業やサロン等住民の集う場への普及啓発を通して、積極的に認知症予防に取り組めるよう働きかけます。
70	認知症ケアパスの活用	●認知症ケアパスを健康福祉課窓口で説明・配布、ケアマネジャーを通じた配布など、普及啓発、活用を充実します。
71	認知症初期集中支援チームの活用	●認知症の早期診断・早期対応を推進するため、専門家からなる「認知症初期集中支援チーム」を活用し、適切な診断へと結びつけ、本人・家族への支援を行います。 ●支援を必要とする方へつながるよう、認知症初期集中支援チームの周知に努めます。
72	認知症カフェの充実	●認知症カフェを充実し、家族などの介護者の負担軽減を図ります。
73	認知症高齢者等見守りシール交付事業	●認知症高齢者等を対象に、QRコード付きのシールを交付し、QRコードを読み取ることで瞬時にご家族へメールが送信される「認知症高齢者等見守りシール交付事業」を令和5年度より実施しており、事業についての周知啓発を行っていきます。
74	認知症民間賠償責任保険制度の導入【新規】	●認知症の方が引き起こす事故のリスクに対応するため、民間保険を活用して認知症の方やそのご家族等監督義務者が負う賠償責任を補償する仕組みとして、認知症民間賠償責任保険制度の導入を検討します。

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)	目標値 (令和8年度)
見守りシール交付件数	事業未実施	5 件	1 0 件	1 5 件
認知症カフェ設置数	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所

3 いきいきと活躍できるまちづくり

(1) 健康づくりの推進

現状・課題

高齢期を健康に過ごすためには若いうちから健康な生活を心がける必要があります。

アンケート調査結果では、一般高齢者では治療中・後遺症のある病気は「高血圧」約4割、「目の病気」が約2割と多くなっています。また、一般高齢者において、運動器の機能低下の該当者が約1割、転倒リスクの該当者が約3割となっています。

本町では、高齢者が健診・検診を受けるような働きかけや、健康教育による健康づくりへの意識向上を促す事業の実施、身体を動かす機会の提供をしています。

健康づくりにおいては、運動習慣の定着や食習慣の改善・適切な休養など、総合的な生活習慣の改善が必要ですが、健康づくりや介護予防に興味・関心はあるものの、行動の変化にまで至らないような人が楽しんで健康づくりに取り組めるような工夫が求められます。

施策の方向

① 健康づくり事業の充実

高齢者がいきいきと元気で暮らせるよう、生活習慣病予防対策、疾病の早期発見のための健診・検診の啓発、健康に関する教育や相談が受けられる事業を実施します。

No.	取り組み	内 容
75	健診・検診の受診率の向上	●特定健診、後期高齢者健診を実施し、高齢者の自己の健康管理、生活習慣の改善を促進します。 ●がん検診との同時実施や日曜日検診、未受診者に対するアンケート調査の実施、訪問、健診・検診の重要性の周知・啓発などにより、受診率の向上を図ります。
76	歯の健康づくりの推進	●歯周疾患検診を実施し、口腔ケアについての情報を提供します。 ●「8020 達成者表彰」など 8020 運動の周知・啓発により、自分の歯を維持し続ける意識促進を図ります。

No.	取り組み	内 容
77	健康教育の推進	●生活習慣病の予防など健康に関する事項について、保健師・管理栄養士が健康教育を実施し、正しい知識の普及を図ります。 ●健診結果及び質問項目から生活習慣病のリスク数に基づいて階層化された動機づけ支援・積極的支援対象者に対し、保健師・管理栄養士が6か月間の特定保健指導を実施します。(75歳未満) ●生活習慣病予防及び重症化予防を図るため、教室の実施や広報などを用いた健康づくりに関する情報提供を行います。 ●保健センターが主体となり、住民の健康を維持していくための支援を行います。
78	健康相談の推進	●保健師及び管理栄養士などが関係機関と連携を図り、心身の健康に関する個別の相談・指導や助言を行い、家庭における健康管理を支援します。 ●心の健康づくりの支援を各関係機関と連携を図りながら実施し、うつ・閉じこもりを予防します。
79	保健事業と介護事業の一体的な実施	●高齢者の保健事業と介護予防事業等の一体的な実施を展開できるよう、各種データの分析や関係各課での連携強化を図ります。

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和6年度)	目標値 (令和7年度)	目標値 (令和8年度)
通いの場における保健事業と介護事業の一体的実施(フレイル予防)	実施無	10回	11回	12回

施策の方向

② スポーツ・レクリエーション活動の促進

身体を動かし、様々な人と交流できる機会を拡充することで、高齢者の健康づくりを支援します。

No.	取り組み	内 容
80	高齢者のスポーツ・レクリエーションの振興	●公益財団法人岐阜県教育文化財団の健康長寿事業、福寿会、地区自治会などと連携を図りながら、高齢者のスポーツ・レクリエーション活動を支援します。 ●川辺町スポーツクラブのメニューの中で、「いきいき健康体操」など高齢者向けの講座を継続して開催し、高齢者のスポーツ活動を促進します。

(2) 生きがいくりの推進

現状・課題

高齢者が地域でいきいきと暮らしていくには、身体だけではなく心の健康も重要です。また、高齢になっても健康で様々な社会生活に携わり、地域の担い手として役割を果たすことは生きがいにつながります。

アンケート調査結果では、一般高齢者では、趣味がある人が約7割、生きがいがある人が約6割となっています。また、地域活動への参加意向は一般高齢者で「是非参加したい」と「参加してもよい」を合算した『参加意向者』は約6割となっています。また、一般高齢者において、閉じこもり傾向の該当者が約2割となっています。

本町では、高齢者の社会参加による生きがいくりのため、就労や福寿会などの自主団体の支援、生涯学習を推進しています。

高齢者が自身の知識や経験を活かし、地域に貢献し、いきいきと暮らしていけるように活躍・活動の場を整備する必要があります。特に、閉じこもりがちな高齢者が、元気で生きがいを持って暮らすことができるよう、地域活動や生涯学習活動、趣味等の幅広い活動を気軽に楽しむことができる情報提供等の充実が必要となります。

施策の方向

① 社会参加と就労対策の推進

高齢者が培ってきた知識や技能・技術、経験を発揮し、地域の問題を解決する担い手として活躍できる事業を推進します。

No.	取り組み	内 容
81	シルバー人材センターの充実	●高齢者の社会参加の促進や地域社会への貢献を目的に、植木・盆栽の剪定や手入れ、簡単な家屋の修理、草刈り、清掃などの作業を会員に依頼します。 ●若い会員の増加に向けて、広報誌などを活用し、シルバー人材センターを周知します。
82	高齢者の活躍推進	●公民館講座や夏休みの子ども向けの講座において、様々な知識や経験を持つ高齢者が指導者となって活動することを推進します。 ●町社会福祉協議会や教育委員会と連携し、公民館講座などにおける指導者の発掘・養成を行います。 ●ボランティアへの参加促進や人材育成を行います。
83	福寿会活動の活性化	●高齢者による自主的な組織「福寿会」において、活動が継続できるよう、組織体制や負担の軽減、魅力的な活動内容について検討を進めます。

施策の方向

② 生涯学習の推進

高齢者が学びや様々な人との交流を通して、学習や仲間づくりができるよう、豊かな文化、芸術に触れる機会を提供するとともに、サークル活動等を促進します。

No.	取り組み	内 容
84	生涯学習の充実	●高齢者が心豊かな生活を送れるよう、体験会や日帰り旅行などを行う「プラチナ学級」や「女性学級」を開催します。 ●まなびピア川辺（公民館まつり）や芸術劇場、各種講演会を開催して、文化・芸術に触れる機会や参加できる機会の充実を図ります。 ●公民館講座を通して、生涯にわたる学習のきっかけづくりを行います。
85	サークル活動（仲間づくり）の促進	●福寿会などの同世代の活動、スポーツ・レクリエーション活動、ふれあいサロン活動、「手芸」「俳句」「将棋」などのサークル活動など、地域活動での交流を通し、生活の充実や仲間づくりを促進します。 ●活発な活動を支援し、高齢者の社会的孤立やうつ病などを予防するとともに、生きがいづくり・仲間づくりを促進します。 ●各種イベントにおいて、展示や体験等を通してサークル情報を広く発信します。 ●公民館講座の活動がその後の自主的なサークル活動につながるよう、取組を促進します。
86	高齢者のＩＣＴ活用支援【新規】	●高齢者がＩＣＴを活用し、コミュニケーションの増加・円滑化を図り、多様な情報を得られるようオンライン講座やスマホ教室等の開催を検討します。

(3) 安心して暮らせる環境づくり

現状・課題

高齢者が自宅での生活が難しくなった場合や何らかの支援が必要となった場合には、多様な住まい方を選択できることが必要です。また、高齢者が安心して地域で暮らしていくためには、通院や買い物等の移動の問題があり、移動手段の確保について検討する必要があります。

アンケート調査結果では、運転免許返納後の移動手段は「福祉バス」が一般高齢者で約3割と多くなっています。

本町では、介護保険サービスによる施設サービス提供のほか、老人ホームやケアハウスとの連携によって、自宅での生活が困難な高齢者が地域での暮らしを継続できるよう支援しています。

高齢者が、多様化するニーズにあった住まいの選択ができるよう各施設との連携や情報提供体制の充実、また、高齢者の外出機会の確保や社会参加を促進するため移動手段の確保が必要となります。

施策の方向 ① 住環境の整備

在宅での生活が困難になった高齢者に対し、それぞれのニーズにあった施設の情報提供や円滑に入所できるよう各施設との連携を図ります。

No.	取り組み	内 容
87	養護老人ホームとの連携強化	●要介護認定を受けていない、自宅での生活が困難な高齢者が円滑に養護老人ホームに入所し、養護を受けられるよう支援します。 ●在宅での生活が困難となった高齢者の利用施設として、町外施設との連携を強化します。
88	多様な高齢者向け住宅の情報提供	●将来必要な介護サービス基盤の整備量の見込みを適切に定めるため、設置状況など必要な情報の把握を行います。 ●近隣市町の有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等について、情報収集を行い、相談に応じて情報提供を行います。 ●町営住宅の募集に関する情報提供を実施します。
89	ケアハウスとの連携強化	●在宅での生活が難しい高齢者を対象に、生活相談・食事・入浴サービスなどの入所でのサービス提供や、ボランティアなどによる訪問活動を促進します。 ●在宅での生活が困難となった高齢者の利用施設として、町内のケアハウスと連携を図り、充実したサービスの提供を推進します。

施策の方向

② 高齢者の移動支援の充実

高齢者が免許返納後も通院や買い物等の外出をしやすい環境を整備します。また、福祉バスの利用促進を図ります。

No.	取り組み	内 容
90	福祉バスの運行	●地域の移動手段として継続して事業を進めるとともに、利便性の良い移動手段となるよう、民間へのバス運行委託を視野にいれ、サービス内容を検討します。
91	運転免許自主返納者に対する支援	●高齢者の運転による事故の事例について周知・啓発します。 ●65歳以上の高齢者が、運転免許を自主返納する際、タクシーチケットを交付します。 ●福祉バスの運行を含めて、高齢者の免許返納後の交通手段の確保について協議を進めます。

第5章 介護サービスなどの見込み量の算定

1 各年度の介護サービス量の見込み

(1) 介護サービス量算出の手順の概要

(2) 人口・被保険者数・要介護認定者数等の見込み

(3) 介護給付・予防給付の総事業費等の見込み

2 介護保険料基準額の設定

3 所得段階別介護保険料の設定

第6章 計画の推進及び評価

1 計画の推進及び評価

本計画は、高齢社会が進む中、介護や支援を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で生きがいを持ち、安心して暮らせるまちの実現を目指します。そのためには、町民・地域・行政・介護保険サービス事業者・医療機関等が一体となって本計画を推進する必要があります。

そこで、本町の関係各課が中心となり、高齢者の健康・介護予防、生きがいづくり、住まいの整備など高齢者をサポートする幅広い取り組みを計画的・総合的に進めます。

また、主な取り組みの方向性の状況や数値目標の達成状況について評価を行い、その後施策・事業に反映できるよう、PDCAサイクル（計画の作成－計画の実施－点検・評価－改善）による効果的な進行管理を行います。

2 地域住民・関係機関・団体やサービス事業者、県等との連携

社会福祉協議会や医師会、民生委員・児童委員、福寿会、地域組織、教育機関、サービス提供事業者、保健・医療機関、NPO等、様々な団体及び岐阜県との協働体制及び連携の強化に取り組み、本計画の推進を図ります。

第 7 章 資料編

1 川辺町介護保険事業計画等策定委員会条例

2 川辺町介護保険事業計画作成委員会設置要綱

3 川辺町第 9 期介護保険事業計画策定委員会委員名簿

川辺町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画

令和6年●月発行

発行 川辺町

編集 川辺町 健康福祉課

〒509-0393 岐阜県加茂郡川辺町中川辺 1518-4

TEL 0574-53-7216（直通）

FAX 0574-53-2374
